昭和四十三年三月

仙台市燕沢

善応寺横穴古墳群調査報告書

仙台市教育委員会

仙台市燕沢　善応寺横穴古墳群調査報告書

伊東信雄
氏家和典

序

善応寺横穴古墳群は、古墳時代末期の墳墓群で、仙台地方の開拓史上重要な遺跡であるばかりでなく、当時の東北地方の文化状態を知る上でも非常に貴重なものであります。これまで過去数回にわたり発掘調査されたことがありましたが、それらはごく一部に過ぎませんでした。

ところが、昭和四十二年、都市計画事業による鶴ケ谷住宅団地の造成工事が始まるにおよんで、たまたまこれの道路計画線がこの横穴古墳群の一角を横断することになり、おびただしい数の古墳群の保存と、埋蔵文化財としての価値がにわかに論議されました。このため仙台市としては急拠これの発掘調査を行うこととなり、東北大学伊東信雄教授、二女高氏家和典教諭に依頼して調査を進めていただきました。

このたびその調査結果がまとまり、学界は勿論広く文化財に関心を寄せられる市民の皆様にご紹介できますことは、誠によろこばしいことであります。またこの横穴古墳群が仙台市の指定文化財第一号として、昭和四十三年二月十五日に史跡指定の告示がなされましたのも、この調査結果から生まれた所産であります。この貴重な祖先の文化遺産を保護していくために、今後とも一層のご協力をお願いしたいと思います。

ご繁務中にもかかわらず鋭意この調査並びに報告書の執筆にあたられました伊東教授、氏家教諭、また発掘調査にご協力いただいた東北学院大学考古学研究班員、二女高社会科部員の諸君、そして地元有志の方々に深甚なる感謝を申しあげます。

昭和四十三年三月

仙台市教育委員会教育長　高槻英男

目次

一、緒　言……1
二、横穴の分布状況……2
三、各横穴の状況……4
1　過年度調査分……4
2　今次調査分……9
四、出土遺物……15
1　土　器……15
2　装　身　具……17
3　鉄　製　品……18
五、考　察……19
1　羨道問題……19
2　閉塞問題……23
3　編年問題……25
六、結　言……29

図版目次

第一　仙台市内横穴古墳分布図
第二　1　横穴群周辺地域全景
　　2　今次発掘地点周辺
第三　1　横穴の開口状況
　　2　11号墳閉塞石の状況
第四　1　11号墳閉塞石の状況
　　2　12号墳の状況
第五　1　16号墳の発掘状況
　　2　16号墳玄門状況
第六　1　16号墳玄室内の状況
　　2　16・17号墳の状況
第七　1　17号墳閉塞石の状況
　　2　17号墳碧玉製管玉出土状況
第八　1　17号墳長頸瓶出土状況
　　2　17号墳長頸瓶出土状況
第九　1　18号墳状況
　　2　18号墳状況
　　3　18号墳玄室・玄門状況
第一〇　1　19号墳開口直前の状況
　　2　19号墳開口部の状況
　　3　19号墳玄門状況
第一一　1　19号墳玄室内より外方を望む
　　2　19号墳玄室前壁並びに天井の状況
第一二　1　19号墳天井部の状況
　　2　19号墳側壁ののみ痕
第一三　1　19号墳玄室内刀子出土状況
　　2　20号墳閉塞状況
第一四　1　20号墳閉塞状況
　　2　20号墳閉塞状況
第一五　1　20号墳玄室内埦の出土状況
　　2　20号墳玄室内坏蓋の出土状況
第一六　1　21号墳状況
　　2　22号墳状況
第一七　1　23号墳閉塞石の状況
　　2　23号墳玄室内の坏出土状況
第一八　出土土器
第一九　出土須恵器長頸瓶
第二〇　出土須恵器
第二一　1　刀子
　　2　鉄製輪

第二二　横穴分布状況
3　玉類
第二三　横穴の配置図その一
第二四　横穴の配置図その二
第二五　横穴実測図　その一
第二六　横穴実測図　その二
第二七　横穴実測図　その三
第二八　横穴実測図　その四
第二九　横穴実測図　その五
第三〇　横穴実測図　その六
第三一　横穴実測図　その七
第三二　出土土器実測図
第三三　出土土器実測図
第三四　出土土器実測図
第三五　出土土器実測図
第三六　1　出土土器実測図
2　出土遺物実測図
第三七　出土鉄器実測図

表・挿図目次

第一表　各横穴の概要……6
第二表　主要出土遺物……15
挿　図　宗禅寺下横穴古墳実測図……31

一、緒　言

仙台市の北側に連なる台の原丘陵は、東に延びて仙台平野の北部に達しているが、本横穴群は、その東縁部の丘陵傾斜面上に造成された古墳時代末期の古墳群である。東北本線東仙台駅からは、北方九〇〇メートル離れた臨済宗善応寺の裏手、すなわち仙台市燕沢字西山二〇番地内に位置（図版第一）し、古くから開口していたこともあって早くから世に紹介され、善応寺横穴群なる名称で、東北の代表的横穴とされ、全国的にその名が知られてきた。

この横穴群を最初に発掘調査することによって学界に報じられたのは斎藤忠氏で、考古学雑誌二三巻三号には、二基の横穴の状況と出土遺物の概況が掲載されている。[1] その折に発掘された横穴の一つは図版第二二に示した「改造3」の横穴で、戦時中に陸軍の弾薬庫となったために、現在造成当時の面影は全くない。他の一つは、本横穴群が善応寺北側で弧を描いて東へ延び、ちょうど善応寺から田を狭んで東方に位置する丘陵（図版第一）の南傾斜面上に遺存しているものである。これまた多年の風雨による侵蝕作用が著るしく、現在、玄室天井部の半ばまで落盤している。

この二基の他に、本横穴群には自然開口したものもかなりあったが、それらは戦時中にそのまゝ、あるいは改造されて防空壕に使用されたものも多く、風化作用が著るしいところから、戦後、それらの実測図作成の必要性が痛感された。伊東は、昭和二三年には開口した数基を実測し、その一部を仙台市史3・別編Ⅰに掲載した[2]し、昭和二五年には、本丘陵南端部の一基を、加藤孝・小野力・大泉重治・高橋栄一郎の諸氏が発掘調査した。昭和三五～三六年には、氏家が新たに二基を発掘、その他の開口している横穴の流入堆積土の除去作業、並びに実測図作成の作業を実施し、考古学雑誌四八巻一号に戦後の調査分の成果を集成して報告[3]している。

しかしながら、これらは善応寺横穴群のごく一部にあたり、発掘調査分が計五基にとどまるため、横穴群全体の価値については依然として不明確であり、その分布範囲についても曖昧なまゝであった。ところが最近、この周辺（図版第二）が、仙台市の鶴が谷団地造成予定地、都市計画路線の設定予定地として候補にのぼり、この横穴群の文化財としての価値が改めて論議され、加えてその分布範囲が問題とされるに至ったのである。

昭和四二年六月、仙台市教育委員会は、この横穴群の学術調査を企画されて、筆者らに依頼されたので、八月一二日より二六日に至るまでの一五日間にわたり発掘調査を、一一月一一日一二日の二日間に補足追加調査を実施した。調査団の構成は次の通りである。

(1)　発掘主体

仙台市教育委員会

(2) 調査員

東北大学教授　伊東信雄
宮城県第二女子高等学校教諭　氏家和典

(3) 調査補助員

東北学院大学学生　小山弘
〃　佐々木章悦
〃　佐々木安彦
〃　佐野進
山形大学学生　今野秀子
宮城県佐沼高等学校生徒　秋山俊郎
宮城県第二女子高等学校社会部生徒　氏家貞子　他二〇名

(4) 調査援助者

東北大学教授　高橋富雄
宮城県教育庁社会教育主事　志間泰治
臨済宗善応寺住職（地主）　星恵晃
東北大学文学部学生　中島久寿
宮城県第二女子高等学校社会部卒業生　六名

(5) 作業員

延　七十七名（本調査のみ）

調査の目的は、本横穴群の学術的価値究明と横穴群の分布を把握することであったから、盗掘の厄にあっていないと思われる地点を選定し、横穴の密集状態を明らかにすることから作業を開始した。その結果は、新たに八基の横穴を発掘、二基の横穴の存在を確認、六基の横穴の埋没位置をおゝよそ推定しえた。発掘した横穴では、その構造上の問題もさることながら、副葬品関係でも、従来出土しなかった遺物を多数発見しえて、学術的に貴重な成果をあげることができた。横穴の調査基数の総計は、戦後調査分を含めて二三基に達したことになり、一地区群の横穴調査としては決して不足な数ではない。それは、この分野における幾つかの未知の問題を解く糸口ともなろう。

よって、本報告書では、戦後調査分を含めてその二三基について状況を報告し、新たに考察を加えてみることとした次第である。

二、横穴の分布状況

各横穴の名称は、主として調査の順序によるもので、1～25の番号を付した。このうち1～15号までが、過年度調査を実施した分であり、16～23号までが今回の調査によるものである。24・25号は精査していない（図版第二二～二四）。

本地区横穴群が、一段状に横に並列するものであるのか、数段状に密集するものであるのか、実際に発掘して確認するまでには至ら

なかったが、開山堂裏の地区において、ボーリング棒を使用して探索した結果によれば、三段もしくは四段状に密集する傾向を示す模様である。したがって、精査を実施した二三基の横穴、並びにすでに改造されている四基の計二七基の横穴は、最上段に位置する横穴と考えることが充分に可能である。このうち1～13号までの横穴は、最上段に位置する全ての横穴で、これらの中間に埋没している横穴は、少なくとも最上段には存在しない。

13号と14号の間、14号と22号の間、15号と20号の間などは、現在かなりの間隔を示しているので、それぞれ幾つかの横穴の存在を想定できるが、これらの部分では精査を実施していない。おそらく20号から22号までの密集度を以て分布していることも想像できようが、崖面の崩壊で横穴が完全に埋没している模様で、ボーリング棒の使用を困難にしている。改造1号・2号は、ともに横穴であったものを防空壕に改造したと推定でき、改造2号には、側壁下半部に往時の面影をとどめるのみ痕が認められる。15号から19号の部分では、3号～13号、20号～22号の部分に認められるように密集度が高いが、19号より北方約一〇メートル迄の間には、少なくとも最上段のレベルに横穴は造成されていない。われわれが19号墳調査の際に体験したように、この地点の凝灰岩層が非常にもろく、横穴の造成に適していないことに基づくものらしい。この地点における覆土はかなりに厚く、下方に遺存するであろう横穴の確認はなしえなかった。改造3号・4号は、改造1・2号と同じく、本来、横穴であったものを防空壕に改造したものであるが、このうち改造3号は、昭和初年に斎藤忠氏が発掘したものである。したがって、この地域には、横穴が列をなして開山堂の裏手に連なると推定できるが、覆土厚く、埋没横穴の地点確認も困難で、わずかに、改造3号と4号の中間に一基埋没しているであろうことが、ボーリング棒の使用によって推定されたにすぎない。

開山堂裏側地区には、かなりの横穴群が推定できるが、松・杉の老木並びに雑木が密生し、発掘は容易ではない。24号墳は、すでに裏側にあたる北側丘陵が削られ断崖となって玄室を失い、現在、玄門部内側を露呈させているが、これは最上段の横穴と考えられる。開山堂右後方の推定横穴6号は、おそらく最下段もしくはそれに近い低位置の横穴とみることが可能で、この間に一段か二段の横穴の埋没が推定できる。これらの横穴は、開山堂右側の現在の墓地に連なって、善応寺の東方へと延びる弯曲した丘陵へ続く模様である。斎藤氏が発掘された奥室を有する横穴は、この善応寺東側丘陵の南傾斜面に位置するものであるが、本地域の精査はその後実施されていない。

1号墳から19号墳に至る地域の裏側の傾斜面にも幾つかの横穴が想定できる。現に25号墳はすでに開口し、今次調査の際には野良犬の巣窟と化していた。この裏側地区一帯の調査は実施していない。

善応寺横穴群の分布状況は、おゝよそ以上の通りであるが、要するに本横穴群は善応寺の裏山を中心に造成されたもので、その数は、おそらく一〇〇基をはるかに超すものであろう。これらのうち戦後調査分二三基について、次いでその調査状況を報告することにしよう。

三、各横穴の状況

1、過年度調査分

1号墳（図版第二五）

丘陵の南端部に位置し、現在、羨道部は完全に崩壊しているし、玄門部の落盤や剝離も著しい。昭和二四年に調査が実施されたものであるが、その記録を整理前に火災によって焼失しているので、本横穴に関しての詳細は不明である。この報告に掲載の本横穴の実測図は、昭和三五年の調査の際に再実測したものである。

玄室は幅の割りに高さが低く、本横穴群中では小形の部類に属する。出土遺物は、土師器の坏四点（図版第三二）が、羨道床面上の堆積層中に包含されていたらしいが、糸切技法の痕を有する坏一点（図版第三二・4）は、堆積土の上面近くより出土したと記憶されている[4]。

2号墳（図版第二五）

玄室の天井部が家型を呈しており、本横穴群中で家型を呈するものとしては、唯一の例である。その家型も東北地方では珍らしい四角錐台を呈するもので、伏斗式[5]とも称すべきものであるが、実はこの天井部を仔細に検討するとき、最初からこの種の形態を意図して造ったものではなさそうに思える。天井上面に堅い平面岩層があり、造成途上、その下に接する部分がもろくて剝離したことにより、途中で変更したものとみることが正しいようである。それは後述するように、19号墳玄室天井部の造成技法と共通する要素を見出しうるからである。したがって、宝形造りの天井とみるべきものであろう。玄室の側壁と天井壁の境界には、側壁面を全体的に外方に突出させることによって、その区別がなされている。このような軒回りの線を表わしたものは、福島県地方に多い整正系[6]横穴に類似した印象を与えるが、実はこの2号墳では、この軒回り線は整正系のそれではない。すなわち、整正系の場合には、側壁面よりも屋根面の側を外方にえぐっているが、ここでは側壁全面を外方に張りだすという技法を採っているのであるから、整正系横穴の模擬形態もしくは退化形態とみるべきものであろう。

本横穴はすでに開口していたものであるから、玄室床面の損壊が目立っているが、いわゆる台床とか棺座とか云われるような、遺体

や棺を安置するための特殊施設は、とくに認められない。本横穴群における他の横穴と同じく無棺座横穴とすべきものである。

その他、この2号墳の興味深い特徴としては、玄室前壁において、玄門をめぐって一〇五センチ四方の部分が、前方に向って一〇センチほどうがたれていることである。おそらく木製の蓋状のものが、内側よりはめこまれたものではないかと想像できるが、古墳としての本横穴に付属する施設とみるべきか否かは大いに疑問のあるところである。

玄門の外側、つまり羨道部の玄門沿いにおいて、床面が八センチほどの段落を示しているし、この床面を仔細に観察すると、羨道右側壁から三〇センチほどの部分にわたって溝状のあとを留めているから、閉塞のための蓋、もしくは扉が立てられたとすれば、むしろこの位置が至当であろう。

羨道床面全面にわたっての堆積土の除去はとくに実施していないが、玄門近くの羨道床面上から、内側に弧文のある須恵器甕の体部破片が一点出土している。

3号墳（図版第二五）

玄室立面形はアーチ型（かまぼこ型）を呈し、平面形は略方形、床面の周壁沿いには、幅六センチ・深さ三センチ程度の溝を周らしている。玄室前壁には、玄門部両壁の略中位に二一センチ×一八センチ、一六センチ×一六センチの穴が、一〇センチほどの深さに穿ってある。2号墳のこの部分とは趣きを異にしているが、一種の「カンヌキ穴」と推定できる。このようなものは、各横穴の状況を示した第一表に掲げたように、5号・9号・10号墳などにもみられる現象で、横穴造成当時の施設とみるには疑点のわくところである。玄門前端部の床面には、2号墳と異り、主軸に直交する溝が施こされている。おそらくこれこそ、玄門閉塞に利用された設備と推定される。本横穴も、実測調査を実施したのみで、羨道部床面全面にわたっての堆積土の除去は実施していない。

4号墳（図版第二六）

本横穴は、玄門部に、後世積み上げられた土によって、天井部にやゝ隙間のできる程度で埋まっていた。玄門外の床面を検出することに努めた結果は、6号・11号墳などにみられる閉塞用河原石の名残りを検出しえた。玄室内は、後世流れこんだ土で充満していたが、堆積土壌の下の床面上には、厚さ八センチほどの有機物包含土層がみられ、奥壁近くからは人骨片と、玄室中央部にかけて大臼歯二本・小臼歯一本・切歯一本の計四本が発見された。おゝよそ当時の埋葬人骨の一部と推定したのであるが、東北大学医学部・浦良治博士の鑑定[7]によると、大腿骨片は壮年男子と判定できる由で、骨片が右二本・左一本分検出しえているところから、二体分と結論された。

本横穴は、玄室立面形（横断面）がやゝ尖頭形のアーチ型[8]に属し、平面形は、前後に長い長方形を呈している。玄室の前壁には3号墳のようなカンヌキ穴の遺存はない。また玄門部の外側でも、床面上に段落や溝の施設をもたないが、床面上に残る河原石によって、ここで閉塞を実施したことは確実といえよう。玄門部の前は直ちに前庭となっている模様で、その形態は6号・11号墳同様に、本横穴群では例外的要素が強い。

5号墳（図版第二六）

本横穴は、3号墳とほぼ類似の構造を示している。異なる点は、玄室と玄門の床面に三センチほどの落差がみられること位であろう。この5号墳も、完全に開口していたものを実測したのみで、羨道部全面にわたる堆積土の除去を実施していない。

6号墳（図版第三の上、第二六）

4号墳同様に、玄門部に堆積した土によって埋められていた。玄門外の床面を露出させることに努めた結果、これまた玄門閉塞用と推定できる河原石群の一部遺存を確認した。河原石の他に、ここでは凝灰岩の切石も使用したのではないかと思われ、河原石に囲まれた風化した凝灰岩塊が認められる。玄室内は盗掘の痕が歴然で、何らの遺物も発見されていない。

玄室立面形はアーチ型、平面形はやゝ歪の前後に長い長方形を呈している。4号墳と同様に、玄室前壁にカンヌキ穴もなく、また玄門外の床面にも段落や溝の施設はない。

7号墳（図版第二六）

玄室立面形はアーチ型、平面形は長方形を呈する。天井までの高さが低く、玄室から玄門へかけての天井の変化は、剝離現象もあって確認できない。玄室床面の中央部には、奥壁近くから玄門に向って傾斜する排水溝がみられる。玄門側壁の状況は崩壊度顕著で観察を不可能にしている。玄門前の堆積土の除去はとくに実施していない。

8号墳（図版第二七）

本横穴は、この地区の横穴群中にあってはもっとも低位（図版第二三）にある。調査前、羨道天井部をのぞかせていた程度で、内部は土の流入によって、天井近くの僅かな空間を残すのみで充満していた。流入土の除去に努めた結果は、羨道部では床面より一五センチから二〇センチ程度の凝灰岩粒子水成堆積層を認めえて、その層の中には須恵器長頸壺（図版第三四・23）、土師器坏（図版第三二・5）、蓋付き埦（図版第一八・3、第三二・13・14）、鉄刀（図版第三七・1）片などが遺存していた。ところが玄室内は、後世の

第１表　各横穴の概要

（数字の単位はセンチメートル）

	玄室						玄門								羨道				
	長さ	幅	高さ	立面形	溝	カンヌキ穴	長さ	幅	高さ	立面形	閉塞溝	段落	閉塞石	カンヌキ穴	長さ	幅	高さ	立面形	溝
1	185	170	90	変形ドーム？	なし	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
2	240	290～250	170	伏斗（宝形）	有	有	60	84	100	アーチ	有？		?	なし	200以上	158	150	アーチ	?
3	191	200	125	アーチ	有	有	55	80	110	四角	有		?	なし	240以上	125	125	四角	なし
4	195	130	107	尖頭アーチ	なし	なし	50	70	?	アーチ？	有？		有	?	(50?)	(60)			
5	177	156	110	アーチ	有	有	60	65	105	四角	有		?	なし	220以上	100	120	四角	なし
6	230	150	110	アーチ	なし	なし	80	70	100	アーチ			有	?	(110?)	(125)			
7	200	145	90	アーチ？	有	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
8	165	196	120	アーチ	なし	?	70	70	100	?	有		なし	なし	230以上	135	150	アーチ	有
9	200	245	130	変形アーチ	?	有	65	85	120	四角	有		?	なし	250以上？	145	145	四角？	有
10	205	180	125	アーチ	?	有	65	70	100	アーチ？	有		?	なし	130以上	135	115	アーチ	なし
11	370	245	160	アーチ	有	なし	95	80	100	アーチ	なし	?	有	なし					
12	225	215	155	ドーム	有	なし	55	75	100	アーチ	なし	なし	有	なし	240以上	140	130	アーチ	有
13	164	78	78	アーチ	なし	なし	60	60	85	アーチ？	なし	有	有？	?		(100)			なし
14	245	220	140	ドーム	有	なし	95	85	90	アーチ	なし	有	有	なし	300以上	150	125	アーチ	なし
15	180	170	115	アーチ	なし	有	72	65～80	95	四角	?	?	?	有	120以上	115	?	アーチ	?
16	200	220	115	ドーム	なし	なし	100	60～70	80	アーチ	有		有？	なし	340？	105	125	アーチ	なし
17前室	175	182	?	?	なし	なし	90	125以内	?	?	有？		なし	なし	?	130	?	?	なし
17後室	160	145	110	変形ドーム	有	なし	54	75	90	アーチ	有	有	有	なし					
18	160	165	?	(ドーム?)	なし	なし	100	65	?	?		有	有	?	?	135?	?	?	なし
19	285	245	165	ドーム？	有	なし	115	90	104	アーチ	なし	有	有	有	?	235	165	アーチ	有
20	190	188	?	(ドーム?)	なし	なし	60	65	?	?	なし	なし	有	?	170以上	150	?	?	なし
21	175	140	?	(ドーム?)	なし	なし	55	65	?	(アーチ?)	有		有	なし？	280以上	100	?	?	なし
22	180	150	120	アーチ	なし	なし	55	70	?	?	有		有	なし	170以上	100	?	?	なし
23	220	165～230	(140?)	ドーム	なし	なし	90	82	95	?	有		有	なし	170	135	?	?	有

盗掘による攪乱した痕を認めることができ、何らの遺物をも検出できなかった。

玄室の立面型はアーチ型、平面形は奥行に比して横幅のやゝ長い程度のもので、床面上には排水溝の施設などはみられない。玄室前壁のカンヌキ穴状の存在は、本横穴ではその有無を確認できない。ちょうどカンヌキ穴が造られる位置から、玄室前壁の壁面が剝離崩壊しているからで、両側ともカンヌキ穴が穿たれたと思われる上端部の一線より落土しているとみれば、そのようにも解せる状態である。しかし、カンヌキ穴の壁面自体は、部分的にも現存していない。

玄門前の床面には、3号・5号両墳と同じく閉塞用の溝が施されている。玄門前から遺物が出土したのに、閉塞用の河原石は一つも検出できなかった。木製蓋でも立られたものであろうか。またこの閉塞用溝の中央部のやや左寄りの個所から、羨道床面上を縦走する溝が設定されている。

9号墳　（図版第二七）

玄室立面形はアーチ型に属するものであろうが、天井面と奥壁との境界は画然とせず、奥壁は曲面を呈し乍ら天井面に接続している。変形アーチ形とみるべきであろう。平面形は、8号墳と同様に奥行に対して横幅のやゝ長い程度の方形で、周壁沿いにはのみ遺いの不手際とも思える小溝状のものが部分的に残っている。前壁にカンヌキ穴状のものが施こされているのは、3・5号墳と同様である。羨道部床面上には8号墳と同じく丁字型の溝が外方に向ってのびている。本横穴は、すでに完全に開口していたもので、実測調査を実施した程度に終っている。

10号墳　（図版第二七）

玄室の立面形態は、一応明確なアーチ型をとる。平面形は前後に長い方形ではあるが、奥壁幅より前壁幅が短い。周壁沿いの床面に小溝状のものが存すること、並びに前壁にカンヌキ穴状のものを施こしていることなどの点においては9号墳と同じである。玄門外の床面上には、これまた閉塞用の溝をもっている。

11号墳　（図版第三・下、第四・上、第二八）

本横穴は昭和三五年に発掘調査を実施した横穴である。現在の丘陵崖面の突出部に位置（図版第二二、第二三）し、8号・1号両墳についで低位置に存する。調査前は完全に埋没していた。玄室はかなりに大きく、奥に長い長方形を呈している。玄室左奥隅の壁が若干くずれているが、床面で仔細に観察すると、左奥隅は右奥隅のように直角を呈せず、ゆるくカーブしている。[9] したがって平面形は左右対称ではなく歪になっている。玄室周壁沿いには、幅一〇センチ前後、深さ八センチ程度の溝が施され、さらに中央部に丁字型の溝

を付加することによって、この11号墳は、棺床部を三つ設けたような意義をもたせている。玄室の立面形は、変型アーチ型とも思われ、奥壁・前壁ともに内側に著しく傾斜している。

発掘の際には、玄門部周辺を残しては、内部に土砂の堆積はほとんどなかった。玄室内の出土遺物としては、勾玉三点（図版第二一・下）が出土したのみであった。

玄門外には積石による閉塞遺構がみられた。唯一の板石は、長さ八五センチ、幅三五～四〇センチ、厚さ一三センチ前後のもので、その他にはその板石の支えとしての河原石が積み重ねられていた。これが当時の閉塞施設の全てであったか否かは疑問である。この板石一枚では、高さ一〇〇センチ・最大幅八〇センチの玄門を完全に閉塞しえないわけであるから、玄室内遺物が勾玉三点という現象を併せ考える時、盗掘が行なわれ、他の板石が引き抜かれたものであるかもしれない。加えてこの積石は、右半分の河原石が少ないのであって、少なくとも、当時の閉塞状態そのまゝであると見ることはできないであろう。

玄門外の床面は、とくに段落や閉塞溝を施こすことのないまゝに、前方に向って緩傾斜を示すのみである。羨道も本横穴では、どうやら形成することがないらしく、玄門前は直ちに前庭とされている模様である。

12号墳(10)（図版第四・下、第二八）

本横穴は、羨道天井部をのぞかせる程度に埋没していた。床面にかなりの傾斜があるため、玄室内の流入堆積土は僅かであったから、すでに玄室内では盗掘が行なわれたことを予想しうる。

玄室立面形はドーム型を呈しているが、玄室四隅から中央にのびた稜線を認めうる。玄室床面上には、中央部よりやゝ左寄りに、入口に向って排水溝が設けられ、これは玄室左側壁沿いの溝と通じている。棺床の部分が、こゝ溝の配置によって意図的に識別されたものであろう。玄室前壁には、11号墳と同じくカンヌキ穴もないし、玄門前に閉塞用の溝も存しない。

羨道部には、床面から三〇センチ程度の、風化凝灰岩粒子の水成堆積層があり、閉塞用の板石が散乱して遺存していた。出土遺物としては、これらの板石の下にかゝり、須恵器蓋坏が一セット（図版第三二・15・16）発見されたのみで、他の遺物は存していなかった。

13号墳（図版第二八）

本横穴は、昭和三六年夏、発掘によって発見しえたものである。11号墳の右上方に位置し、本横穴群中でもっとも小規模な造りで、しかもその構造は、一般の横穴とは全く趣を異にし、その形態を一言にして表現することは難しい。玄門部は、平面形の上では、玄室幅より狭まりをみせているので、玄門としての特徴を備えているが、

天井壁と床面上では何の変化をも示していない。玄門の前では、床面が一二センチほどの段落を示し、ここを閉塞部として凝灰岩塊が使用された模様で、風化凝灰岩が堆積していたし、その岩塊に混って、土師器の坏（図版第三二・6）が、伏せられた状態で発見された。玄門前は、どうやら直ちに前庭部とされ、羨道の施設を欠くもののようである。

14号墳（図版第二九）

本横穴は古く開口し、調査時には、玄室内は床面までが略完全に露出していた。玄室立面形は、かなり整ったドーム型を呈しているが、平面形は歪んだ方形である。床面上には、奥壁から玄門部へはしる溝の設備があって、12号墳同様に、棺床設定を意識したものであろう。玄門前の羨道床面上には、これまた12号墳と同じく、閉塞用の板石が散乱していたが、ここでは玄門前の床面で段落を示している。出土遺物は検出されなかった。

15号墳（図版第二九）

本横穴は、戦時中に防空壕として使用されたものである。玄門の床面と羨道の床面との間にはかなりの落差があるが、これが造成時の状況であったのか否か疑問で、かなりのセメント瓦の破片が堆積していた。

玄室の立面形はアーチ型、平面形は胴張りの方形に近い。前壁の玄門沿いには、例のカンヌキ穴状のものがみられる。また、ここでは玄門外の羨道側壁にもカンヌキ穴が残っているが、何せ本横穴が防空壕に利用された点から考えると、果して当時のものかどうか疑わしい。

2、今次調査分

16号墳（図版第五、第六、第二九）

この地区では15号墳一基が知られているのみであったから、今次調査では、群集の実態を把えるべく、15号墳の近傍から発掘を開始した。鍬入式を実施した地点で、崖面沿いに掘り下げること五〇センチにして本横穴の入口を発見した。玄室天井部は、ドーム型の類に入れるべきものであろう。玄室平面形は、奥行よりも横幅のやゝ長い方形状を呈している。玄室内には流入土の堆積はとくにみられず、木の根が網の目状に床面を覆っており、それらとともに厚さ二～三センチ程度の腐蝕土層が堆積していたにすぎない。玄門部から玄室入口周辺にかけて、凝灰岩塊が散乱していたが、玄門部をとくに閉塞した岩石の破片と推定する積極的な証拠はない。玄室右側壁寄りには、野ねずみの巣らしき木の葉の堆積がみられたし、床面上には近世瓦の破片が三点、新しい陶器片一点などが検出されたりし

ているので、明治以前において、すでに開口し、乱掘が実施されていたこと明白であろう。流入土は、羨道部より玄門部にかけて堆積していたが、玄門部では床面から約五〇センチほどであった。玄室・玄門部の遺物といえば、玄門部左側壁沿いの床面から、ガラス小玉（図版第二一・下）が二点検出されたにすぎない。玄門部前端では約一六センチほどの段落を示し、羨道部両側壁沿いの床面には、部分的に溝部を形成した痕跡が残っているから、玄門前端において閉塞が行なわれたものと考えられる。しかし本横穴では、玄室前壁や羨道側壁にはカンヌキ穴は存しない。過年度調査分にみられるようなカンヌキ穴は今次調査に当っては全く見出されていない。羨道部は、前方に移るにしたがって、その幅の数値を減じる傾向からすれば、いわゆる羨門部の存在が推定できるが、現状では、羨道天井部は玄門端より一〇〇センチほどしか遺存していない。玄門端より三三八センチの個所の右側壁に、溝状の遺構が認められるから、あるいはこれが、ある時期の羨門部であったのかもしれないが、すでに床面がかなり崩壊しているので、これを確かめることはできなかった。また玄門端から一八〇センチの個所の右側壁寄りに、三五×二五センチの長方形の穴（深さ二〇センチ）が検出されているが、はたしてこれを当時の遺構とみるべきか否か証拠はない。ある時期の羨門遺構とも考えられる側溝のあたりから前方の部分では、床面が傾斜度を増し、17号墳羨道部に接続してゆくのであるが、この部分からは、かなりの須恵器破片が散乱し、そのなかに混って寛永通宝銭一点が検出されている。玄室内の近世瓦といい、江戸時代に乱掘が行なわれたことを如実に物語るものであろう。

17号墳（図版第六～第八、第三〇）

本横穴は、15号墳と16号墳の中間で、両者より下位に位置している。16号墳の羨道・前庭部を斜に切断（図版第二四）して造成したような感じの横穴であるが、16号墳との関係については第五節で取り上げることにして、ここでは本横穴の状況のみについて述べておきたい。

本横穴の玄室は、あたかも前室と後室の二つから成り立っているように思える。しかし現状では、前室天井部は完全に崩壊している。奥室の立面形は、奥壁と天井壁が一線を画することなく、スムーズに接続し玄門天井部に至るもので、変形ドーム型とでもみることができよう。平面形は片袖式の形態をとり、右側壁沿いに玄門前端に至る溝が設けられている。右側壁には、径二〇センチ、深さ（奥行）一〇〇センチほどの小穴が斜めにつくられているが、発掘当時玄室入口からのびた木の根がこの奥まで達していたので、はたして造成当時の施設とみてよいかどうかは疑問と云えよう。前室と後室玄門の床面の差は約四〇センチ程度で、後室玄門沿い、すなわち前室の奥壁沿いの床面上に、この後室玄門を閉塞するための溝がつくられ、

その前に閉塞用の積石が遺存していた。したがって、この後室の入口で閉塞がなされていたことは確実である。

前室は、平面形が奥室とは反対に、右片袖式の形態をとっているように見えるが、前室の玄門部にあたる左側壁の剝離が著しく、はたして造成当初から、片袖式の形態をとっていたものか甚だ疑問である。おそらくは両袖式の形態をとっていたものであろうか。この玄門部のちょうど中央部、もし玄門左側壁が中央にでていたとしたらその左側壁沿いのあたりから、床面に密着して須恵器の提瓶（図版第一九・1、第三三・19）一点が横倒しの状態で凝灰岩のブロックとともに発見された。その他に玄室内遺物としては、前室左側壁より四五センチ、前室奥壁より八〇センチの個所から床面に密着して碧玉製管玉一点、またその後方で閉塞用積石の下からメノウ製小玉一点が検出されている（図版第二一・下）。後室からの発見遺物は皆無である。どうやら後室の積石利用の閉塞施設は、前室天井落盤後に設けられた可能性が強い。前室の玄門前端には、部分的に閉塞用溝らしきものの痕跡を認めうる。しかし積石は遺存していなかった。

一体本横穴の玄室は、造成当初から複室としてつくられたものであったのか、あるいは当初は前室のみで、後で前室の使用が不能となったために、奥に後室を新たに追加させたものであるのか、いずれかであろうが、本横穴のみをもって判断するには決めてになるものがない。ただ、後室が前室床面より四〇センチも高く造成されているのを重視すると、後者の可能性の方が強いであろう。

羨道部は奥行がかなりに長くなる模様である。前室の玄門前端より崖面に至る五・三メートルにわたって、右側壁沿いに発掘を実施したが、壁面の剝離著しく、羨門部と思える側壁の変化を把えることはできなかった。この羨道部からは、床面に密着して、鉄製の輪（図版第二一・中）一点が出土した他に、須恵器大甕の破片がかなりの厚さに堆積していた。16号墳の羨道床面の延長部分が、傾斜をもって17号墳羨道部に達していることとて、これらの須恵器のなかには16号墳に属するものも含まれていたと考えられる。

18号墳（図版第九、第三〇）

天井部が、奥壁より六四センチを残して、他はすべて落盤していた。玄室平面形は略方形、立面形は、奥壁のゆるやかなカーブからみて、ドーム型に属するものであろう。玄門は、玄室の右寄りにつけられている。玄門天井部も落盤しているため、その立面形は確認できないが、側壁の残存部分からみて、16号墳と同じく、横断面が上方に弧形をえがくアーチ型と推定できる。高さは八〇センチ程度であろう。玄門前の床面には、七センチほどの段落がつけられ、羨道床面から五〇センチほどの高さに、砂岩・河原石からなる閉塞用の石群が積み上げられていた。この積石群が、羨道側壁を破壊する

までに、かなりにくいこんでいる状態からすれば、この部分の天井部も、本来かなりにもろかったために、落盤したものと推定できよう。したがってこの部分は、前庭ではなく羨道とみられるが、この羨道部がどの程度まで前方にのびているものか、杉の大木が位置するため発掘を実施していない。出土遺物は、玄室内で左奥隅に近い個所から、床面に密着した鉄製の輪（図版第二一・中）が一点出土したにすぎない。

19号墳（図版第一〇～第一三・上、第三〇）

本横穴が造成された地点は、岩盤が著しくもろいために、発掘には困難を極めた。発掘中にも岩塊が落下し、かろうじて入口を見出したのであったが、入口周辺は落盤の危険があって右半分の発掘を不可能にした。

玄室の形態は、本横穴群中にあってもっとも趣を異にしている。平面形は、四壁がすべて弧を描いて外方に張り出しているため、楕円形に近いような形をとっている。立面形もこれまた特殊な形を呈しており、天井部の造成にあたって、平面的な岩層に当り、これをとくに穿つことなく、天井をそのまま平面的にしたもののようである。現状ではこの天井部の岩盤はとくに堅いものではなく、むしろやわらかい感じのものであるから、あるいは当時にあってもこれを穿つことが、天井落盤の懸念となって、天井を平坦にとどめたものであるかもしれない。造成当初の意図は、ドーム型にあったものであろう。床面には周壁沿いに溝をめぐらせている。発掘の際、玄室内には約二～三センチ程度の泥土が堆積していたが、岩層に含まれる成分が、滴水とともに流れ、自然堆積したものと考えられる。そのあたりの状況からみても、本地点周辺の岩盤がいかにもろいかを物語っている。

玄室内の遺物は、刀子（図版第二一・上、第三七・2）一本、泥土に混ってガラス小玉（図版第二一・下）一点が検出されたにすぎない。

玄門部の前で、床面は三五センチほどの段落をみせる。この部分にくずれた閉塞用の板石が散乱していた。したがって、ここで閉塞が実施されたことを知りうるのであるが、羨道両側壁面には玄門前端から一〇センチ程度の間隙を残して、左右に二組のカンヌキ穴状のものも認められる。左側壁で下位のカンヌキ穴は外方に向って五〇センチほどながれて、壁面に浅く刻状のものをとどめているから、これら二組のカンヌキ穴状のものが、板石をおさえるための施設に関するものと推定できよう。

羨道は、玄室同様に特殊な構造を示しているもののように見える。この羨道の長さが、どのくらい長いものか、調査期間中、われわれが興味をもったものの一つであるが、調査前の状態から考えると、羨道天井部は玄門前端よりは四メートルは確実に存していたのであ

る。隣接の18号墳玄室・羨道天井部が落盤している現象と併せ考えると、19号墳の羨道の長さを、玄門端から八メートル～一二メートルの間に求めることが可能の模様である（図板第二四）。したがってそのように見る時には、19号墳の奥行は、羨門から玄室奥壁まで一二～一六メートルとなり、東北における最大長の横穴となるであろう。しかし現実には羨道側壁の剝離は甚だしく、また床面の風化も著しいため、現状で羨道床面が崖面に達する地点まで発掘したのであったが、羨門部も確認しえない結果に終ったので、羨道部の正確な長さを求めることはできなかった。(11)

さて、この19号墳を確かな長大なものとして把えることには、まず誤りはないにしても、この横穴の構造については、実は大きな疑問がある。それは第一には玄室・玄門と羨道の床面に大きな差位がみられること、第二には羨道部周壁沿いに玄室同様の排水溝が施こされていること、第三には玄室幅と羨道の最大幅がほぼ同数値を示すことなどである。このような疑点は、玄門部前の羨道部分の一定区画が、実は羨道ではなく玄室であった可能性を有するものかもしれない。もしもこれを玄室とみることが許されるならば、この19号墳は、17号墳と同様に複室構成になるわけで、前室玄門並びに前室前部の崩壊現象により、後室玄門に閉塞遺構が移されたものであろう。しかし、またこの複室が同時に形成されたものではなく、前室が本来の玄室であり、その使用にたえなくなってから新たに後室が追加されたとみることも可能で、その際、前室の後室玄門に近い天井部のカーブは、改造されたとみるべきであろう。何れにしても遺憾乍ら現存の19号墳遺存状況からしては、証明が困難で将来の課題としておきたい。

羨道部からの出土遺物としては、玄門端より四～五メートル前後の床面上から、鉄鏃片・小玉（九点）・金環（一点）などが検出できた（図版第二一、第三六）。

20号墳（図版第一三・下～第一五、第三一）

天井部が完全に落盤していた模様である。玄室平面形は、略方形を呈するが、立面形はドームかその変型に属するものであろう。玄室内からは、床面に密着して土師器の坏破片一点、鉄鏃片一点、また左前隅からは床面上より一〇センチほどの位置に平底の土師器の埦二点が出土した（図版第一五、第一八、第三二）。少なくとも二度以上の埋葬が行なわれたことはほぼ確実といえよう。

玄門部には、砂岩系の切石と、河原石よりなる閉塞用遺構があり、略完全に閉塞されていたものと思えるが、天井部が落盤している。玄門側壁はかなりに崩壊し、閉塞石がくいこむ状態であった。羨道部の前方には立木があって完掘しなかったので、その長さについては未確認である。羨道部出土の遺物としては玄門前端より六〇センチほど離れた床面上に、須恵器の長頸瓶（図版第一九・3、第三四

・21）が一点遺存していた。

21号墳（図版第一六・上、第三一）

20号墳同様に完全に落盤していたものである。玄室も羨道も幅が狭い感じのものであるが、これは20号・23号が造成されたあとに、この空間に位置づけられたためと推定できる。玄室立面形は、変形ドーム型の類に属するもののようにみられる。玄門前の床面には閉塞用の溝があり、閉塞石の名残りとも思える凝灰岩塊が二個残っていた。隣接の20号墳の閉塞状況と比べると、この21号墳は、玄室盗掘の後に天井部が落盤したものであろうか。羨道壁面は、かなりに風化剝離しているが、玄門前端よりは二八〇センチまでは羨道部に属することまちがいない。しかしその全長は、立木のため羨道全面を完掘していないので不明である。本横穴の遺物は、羨道床面上から検出できた鉄鏃片と、完形の須恵長頸壺（図版第二〇・1、第三四・22）一点にすぎない。

22号墳（図版第一六・下、第三一）

本横穴は、20号～23号墳より奥に位置しているために、玄室天井の大部分は落盤をまぬがれていた。21号墳と同じく、玄室も羨道もともに幅が狭まった印象をうける造りである。玄門は玄室の左寄りにつけられている。玄門前の床面には閉塞用の溝が施こされ、河原石一個に凝灰岩塊二個が残っていた。なお、この溝の右端は23号墳玄室左奥隅壁を破壊している。羨道の長さ、並びに羨門部の位置は確認していない。遺物はなんら検出できなかった。

23号墳（図版第一七、第三一）

本横穴は、玄門後端の天井部を残し、天井部は全て落盤していた。玄室平面形は、奥幅に対して前幅が短く、逆台形気味である。立面形はドーム型を呈するものらしい。玄室内床面上からは、土師器坏（図版第一八・1・2、第三二・7・8・9）三点、坏蓋一点、須恵器坏一点（図版第一八・6、第三二・18）、鉄鏃（図版第三六・下・1・2・3）片五点が出土した。玄門前には閉塞用の溝が施こされ、その前に河原石の堆積が遺存していた。羨道部床面上には、玄門前の閉塞用溝から丁字型にのびる溝が羨門にかけて施設されている。本横穴は発掘条件がよかったために、羨門部を検出することができた。本横穴造成当初の閉塞施設は羨門部にあったと推定してまずまちがいはあるまい。羨道天井部の落盤によって、玄門前に閉塞施設が移されたものと云える。羨門前の前庭部床面上から、須恵器長頸瓶（図版第一九・2、第三三・20）が一点、横倒しの状態で出土した。

四、出土遺物

1、土　器

(1)土師器（図版第一八、第三二）

完形もしくは復原可能なものとしては、坏九点、埦二点、蓋坏一点、破片では坏の蓋片一点が出土している。このうち今回出土したものは、図版第三二に掲載した7～12の計六点で、1～4は昭和二五年に、5・6・13・14は昭和三五年と三六年に出土したものである。

坏　坏のなかでもっとも時代の下降するものは、1号墳から出土した4で、底部外側に、いわゆる糸切技法を物語る痕が残っているから、東北土師器の編年上では、表杉の入式に(12)属し、平安時代のものと考えてよい。(13)1・2・3もやはり1号墳から出土したものであるが、4とは明らかに時期を異にしている。1・2は内黒、外淡褐色を呈し、底部は平底ではなく丸底風の土器である。3は内外ともに光耀ある黒色を呈し、1・2と同じく篦による整形の痕がのこっている。これらは、県内での類例を求めると、陸奥国分寺跡から出土した国分寺下層式のⅢ類に(14)近いが、それよりもやゝ時期が下降するものかと推定できる。奈良時代末期に位置づけできるものであろう。

第二表　主要出土遺物

1号	土師器坏四点
4〃	人骨片、大臼歯二、小臼歯一、切歯一
8〃	土師器坏一点、同蓋坏一点、須恵器長頸壺一点 鉄刀片一、鉄鏃片若干
11〃	勾玉三点
12〃	須恵器蓋坏一点
13〃	土師器坏一点
16〃	ガラス小玉二点、寛永通宝銭一枚、須恵器片
17〃	碧玉製管玉一点、ヒスイ製丸玉一点、須恵器提瓶一点、大甕一点、甕一点、坏一点、その他破片多数、鉄製輪一点
18〃	鉄製輪一点
19〃	ガラス小玉一〇点、金環一点、鉄製刀子一点、鉄鏃片若干
20〃	土師器埦二点、蓋片一、須恵器長頸瓶一点、鉄鏃片若干
21〃	須恵器長頸壺一点、鉄鏃片若干
23〃	土師器坏三点、須恵器坏一点、長頸瓶一点、鉄鏃片多数

5～9は、体部と底部の接点において、外側では稜線を、内側ではその部分で曲折する特殊な変化を示すものである。5は8号墳出土で器外淡褐色内黒、6は13号墳出土で内外淡褐色、7・8・9は23号墳出土で器外淡褐色内黒を呈している。これらは陸奥国分寺下層式Ⅰ類とも異なっているが、むしろ栗囲式に近似する傾向が強く、栗囲式Ⅱ類に[15]含ませるべきものであろう。したがって、奈良時代前期に中心をおくべきものかと考える。

埦　20号墳から二点が出土している。蓋である12の土器も20号墳から出土したものであるが、これが床面上に密着していたのに対し、10・11の埦は二個とも床面より一四センチほど浮いた状態で出土している。二つとも平底といえる土器であり、8号墳出土の14の埦よりも時期的に下降するものであろうか。14の埦は、蓋である13のセットになるものである。内外光耀ある黒色を呈し、篦で整形されている。口縁部には蓋をうけるための低い段を有しており、5の坏と伴出した点からみても栗囲式Ⅱ類に近いものかと推定できる。

蓋　二点出土している。13は14の埦とセットになるもので、内外ともに光耀ある黒色を呈し、篦遣いの痕は14と同様に顕著である。つまみは、頂部が平らで、ほぼ方形を呈した特殊なものであるが、最近このようなつまみは志田郡松山町の亀井囲横穴13号墳からも出土している。[16] 12の蓋は、内外とも褐色を呈したもので、その形態はおそらく13の蓋に近いものであろう。20号墳玄室床面に密着状態であったし、色彩から云っても11の埦とセットになるものではなく、時期的にも10・11の埦よりさかのぼるものと考える。

(2)須恵器（図版第一八～第二〇、第三二～第三六）

坏　17号墳羨道部と23号墳玄室内からそれぞれ一点ずつ出土している。ともに外底部に糸切技法の痕のないもので、基本的には粘土ひも巻き上げ技法によってつくられたものであろう。角ばった平底ではなく、丸底風平底とも称しうるもので、奈良時代の瓦窯址から発見されるものに近似している。胎土は石英粒を含み、良質の粘土によるものではない。

蓋坏　12号墳から蓋一点（図版第三二・15）、坏一点（図版第三二・16）が出土している。蓋の口径が大きく、本来セットになるものではなかったこと明白である。どちらが代用されたものかは不明であるが、身が完全であるのに対して蓋には古くからと思える破損の部分がある。身の特徴は底部が尖り、台部よりやゝ突出していて、台部が体部とは別個に作られてあとから接合したものであることを示している。蓋をうけるためのかえりはない。蓋部は、杯部と合うために口縁部が下に向ってのびている。つまみは擬宝珠状を呈しているが、その高さは低く、加美郡色麻村上郷一〇九号墳出土のもの[17]ほど典型的ではない。黒川郡大和町鳥屋1号墳より出土した坏蓋[18]のつまみと類似しており、須恵器坏蓋におけるつまみの形態変遷が時期によりそれほど著しいものではないにしても、これはほぼ奈良朝

期とみて差支えないであろう。

長頸瓶 ほぼ完全なものが三点出土している。19（図版三三）は17号墳前室の玄門部より出土したもので、片方の面が平らで提瓶の特徴を示しているが、肩部に耳をもたない。20（図版三三）は23号墳出土のもので、ほぼ球状の体部に口縁が付されている。この類は東北では比較的に例が多い。21（図版三四）は20号墳出土、横に長い球体の上部に口縁がつくもので、19同様に東北に例が多い。かなりに自然釉が流れでて美観をそえている。これらはともに、東北でも奈良時代以前に属するものである。東海の須恵器の編年[19]を利用すれば七世紀後半初頭とされる炭焼期前後に位置づけられるものであろう。

長頸壺 完形のもの二点、その他に口縁を欠く体部破片が出土している。22（図版三四）は、21号墳羨道部より出土したもので、丸底をもつ長頸壺類である。口縁部高と、体部高とがほぼ等しい。ロクロ細線が横につけられ、平底や高台付きの長頸壺と同じ製作技法を経たものであるが、丸底の底部をもつこの類の出土は東北では珍らしい。奈良時代初期前後（八世紀初頭）に位置づけられるべきものであろうか。23（図版三四）は8号墳羨道部より、土師器5・13・14（図版三二）とともに出土したもので、陸奥国分寺跡や胆沢城[20]跡出土のものとはやゝ異っている点を併わせ考えると、奈良時代前半に属するものとみてよいであろう。24（図版三四）は、17号墳羨道部より出土したもので、口縁部の他に体部も半分ほど欠くから、正確な形態復原は難しい。この類で高台のこのような発達したものは東北では珍らしい。一応奈良初期前後に中心を置く時期のものとみておきたい。

甕 この類に属する須恵器は、破片では、かなりに出土した。25・26（図版第三五）は17号墳羨道部床面より出土した丸底大甕で、完全に器形を失い多くの破片となっていた。25はほぼ完全に復原できたが、器高六六センチ、体部の最大径五七センチ、肩部の比較的張った体部に、外反する口縁を付している。体部の表面には条痕、裏面には弧形及至円形の圧痕がみられる。26は、25よりも大形のものであるが、遺憾ながら肩部を欠き復原できない。口縁部の表面には波状文がつけられ、体部の製作技法は25と同様である。27～30（図版第三六・上）も、16号17号墳羨道部周辺出土のものである。29・30の甕には、器内壁に円形或いは弧形の圧痕はみられないが、27・28には大甕と同様のものがみられる。28の土器には、口頸部により糸の圧痕が付されている。これらはともに、東北では奈良時代初期前後に位置づけられるべきものであろう。

2、装身具

(1)玉類（図版第二一、第三六）

計一七点出土した。11号墳玄室内床面よりメノウ製のもの二点、碧玉（松島ヒスイ）製一点、17号墳前室近くの床面より草色のメノウ製の丸玉一点、碧玉製管玉一点、16号墳玄門部床面よりガラス製小玉二点、19号墳玄室内よりガラス製小玉一点、同じく19号墳羨道床面よりガラス製小玉九点が検出されている。これらのうち注目すべきものは普通松島ヒスイと呼ばれている碧玉製の勾玉で、東北大学理学部岩石鉱床学科主任教授大森啓一博士の鑑定によれば、比重三・二五で、松島丘陵産のものとのことであり[21]、したがって、当時の宮城県地方で製作されたものであることにまず誤りはあるまい。七世紀から八世紀にかけての東北で、玉造りが行なわれていたことを証するものである。

(2)金環（図版第三六）

検出しえたものは、19号墳羨道床面上からの一点にすぎない。ガラス小玉が出土した近辺である。長径二・二センチ、短径一・九センチのもので、厚さ（断面）も長径七ミリ、短径五ミリの楕円形を呈している。銅の上に鍍金したものであるが、まだ金箔がのこっている。

3　鉄製品

(1)鉄刀（図版第三七）

出土したものは8号墳からの一振のみである。羨道部の玄門よりの床面から、左側壁にかけて立てかけたものがすべり落ちたような状態で斜位になって発見された。しかし刀の尖端部が上になっている。全長四二・五センチ、刀身最大幅四・五センチの直刀状のものであるが、銹化著るしい上に、柄部を欠いているため、直刀か蕨手刀か判断に苦しむ。前稿では蕨手刀の可能性があるように考えてみたのではあったが、横穴調査がさかんに実施されるようになった現在でも、仙台周辺以南の横穴では蕨手刀は未だ発見されていない。鍛造に当っては、幅のある鉄板を縦に折り重ねたもののようで、断面部はよくそれを示し、なかに断面三角状の間隙をもつ部分が多い。

(2)刀子（図版第二一、第三七）

形態を把えうるものとしては、19号墳玄室内と、23号墳の玄室内から、各一本の計二本が出土している。19号墳のものは長さ二三センチ、刀身の最大幅二・三センチ程度であるが、銹化著るしく四つに折れた。23号墳出土のものは長さ一四・二センチ程度、刀身の最大幅一・五センチ、刀子としては小形の方であるが、刀身に大きな銹のかたまりがあって二つに折れた。

(3)鉄鏃（図版第三六）

鉄鏃片は19号・20号・23号墳などからかなりに出土したが、銹化著るしく、多くは形態の復原が不能である。殆んどが細根式の類に属するもののように思える。1は腐蝕著しいが、のみ状を呈する有

茎鉄鏃とみてよいであろう。2は長い棒状の先端を片刃状にした有茎鉄鏃であろうが、茎部は二センチ程度である。3は根の細長い片刃状の模様であるが、径部もやゝ扁平で長さ五・五センチ程度もある。4は8号墳より出土したもので、これら三つとは趣を異にし、棒状体の断面は中空を呈している。形態に関しては不明である。5は19号墳羨道床面近くより出土したもので、これまた異色のものである。茎が袋状を呈しており、ここに柄を挿入しているが、さらに袋状の鉄製部分の外側を糸巻きにしたらしく、その痕が残っている。根の部分がどのような形を呈するものか欠損しているため不明である。

(4)鉄製輪（図版第二一、第三六）

17号墳羨道部と18号墳玄室内より、それぞれ単独で一個づつ出土している。用途に関しては不明である。

五、考　察

1、羨道問題

善応寺横穴群中には、羨道を有するものとそれを欠くものとの二類が混在する模様である。しかし後者は少なく、本横穴群中の大部分は、陸前一般の横穴の傾向と同じく、両袖式の玄室・玄門・長い羨道・羨門・前庭などの各部より成立しているものらしい。その典型的事例は23号墳（図版第三一）であろう。この23号墳は、天井部が玄室にいたるまで落盤崩壊していたから、実は床面から側壁にかけての輪郭線を検出することによってとらえたのであるが、ここでは羨門部の存在を確認することによって、その後に続く部分がたしかに羨道部であることを認めえたのである。したがって、落盤していた天井部は、玄室から玄門をへて羨道前端の羨門部にいたるまで形成されていたことが充分に推測されるのである。玄門前にみられた閉塞施設は、本来、羨門部に位置したものであり、やがて天井部の落盤現象が生じ、何度目かの追葬の際に、閉塞施設のみが、羨門部から玄門部へと移されたものと考えられる。

考古学雑誌第四十八巻第一号に掲載した「仙台市燕沢善応寺横穴古墳群」なる前稿では、この「羨道」部分を「羨道外室」と表現したのであったが、それは、玄室の前に位置する部分で現在「玄門部」と表現しているところを、当時の一般常識にしたがって、「羨道部」とみたからであり、その前方の部分の天井が部分的に遺存していたこと、また閉塞施設が「玄門部」の直前に遺存していることなどにとらわれたからでもあった。このような一般常識は、その後、東北における横穴研究の進展に伴って、玄室・玄門やその前方の部分的な発掘ではなく、玄門前方の床面を徹底的に追求することによって、破綻をきたした。従来、常識にしたがって「羨道部」とみていた個

所は、実は玄門部であり、羨道はその前方にあることが確認され始めたのである。したがって前稿で云う羨道外室なる表現は羨道と改められるべきものとなった。

こういった羨道形成の事例として、代表的な横穴は、宮城県志田郡松山町亀井囲横穴群(22)であろう。ここでは、羨門部に閉塞遺構があるものと、玄門部にあるものとの二類が発見され、玄門部に河原石を伴う閉塞遺構がある場合には羨道天井部がすでに落盤現象を呈しているときのみだったのである。

このような陸前地方一般の傾向は、善応寺横穴群にあっても決して例外ではないであろうから、羨道・羨門部の形成は、23号墳以外の横穴にあっても充分に推定できることであろう。しかし、今次発掘で、23号墳の他に、16・17・19号墳を除いては羨道全面・羨門部追求の発掘を実施していない。それは、羨門部の位置に杉の大木があって、発掘を困難にしたことによる。16・17・19号墳は、この追求作業を崖面の端に至るまで実施したのであったが、16・19号墳は側壁・床面の剝離崩壊顕著で、羨道の限界＝羨門部を把握しえなかったし、17号墳は、前室の玄門前端より右側壁沿いに五・三メートルにわたって追求を試みたのであったが、崖面に達し、その間に羨門部を特徴づける変化をとくに把握していない。しかしながら、このような結果は、保存条件や発掘条件が悪かったことにもとづくものであり、今次発掘分については、すべてが23号墳のような羨門部を設けていたものと推定してよいであろう。17号墳（図版第三〇）にあっては、玄室二つという構成であるが、それが同時的なものであるのか、あるいは後室のみが後からの追加造成であるのかは別問題としても、前室玄門前に閉塞用河原石はみられず、後室玄門前に遺存していたことによっても、閉塞施設の移動という現象は、同一横穴古墳の使用期間中において確かに生じているのである。

さて、今次調査分の成果をもとにして、かっての調査分一五基を再吟味するとき、その大部分のものについて、本来の羨道・羨門部の存在を推察することが可能である。現在の東北における横穴研究の成果にもとづけば、玄門前が前庭ではなく羨道であることの徴証として、天井が入口に向って高さや幅を減じゆく傾向、また、天井や側壁が落盤崩壊していても、羨道前端の床面において、両側壁の下縁が、それぞれ外方に屈折して開き、再び前方へのびる傾向（＝前庭部）などをあげることができる。その点、この一五基の横穴のなかには、10・12号墳のように、羨道部があたかもラッパ状に開いているようなものも存するのであるが、しかし仔細に羨道部壁面を検討するとき、10号墳では玄門前端より五〇センチ、12号墳では六五～七五センチほどまでは、たしかにのみ痕が明瞭に認められるけれども、それより前方の壁面には全く認められないのであって、壁面が完全に剝離するという風化現象をおこしている結果なのである。したがって、現状において羨道部がラッパ状に開くからと云って、

これを直ちに前庭部とすることはたしかに危険であろう。このような羨道壁面の変化に注意するとき、善応寺横穴群のかっての調査分においても、2・3・5・8・9・10・12・14・15号墳などの横穴は、玄門前に天井部をもつ羨道を備えていたものとみられる。

このように、本横穴群では、羨道を有するものが大勢を占めているが、しかしその他に少数ではあるけれども、造成当初から羨道を形成しなかったと推定できるものがある。それは4・6・11・13号墳である。7号墳もこの類かと推定もされるが、これは1号墳と同様に、玄門部自体がすでに崩壊しており、発掘当時においてその輪郭さえも把握していないから、疑問としておくほかはない。

4・6・11・13号墳は、羨道部を欠き、玄門前は直ちに前底部とされている模様である。この四基とも、玄室は幅に対して奥行長く、13号墳を除くと三基とも長方形を呈している。玄室幅を一〇〇とした場合の玄室奥行の数値をみると、4・6・11号墳が一五〇・一五三・一五一といずれも一五〇をこえている（第一表）。本横穴群におけるこの三基のこのような数値は他と比して異状なものを感じさせるに充分であろうが、これらは造成年代の差を示すものとして理解することが可能であろう。

4号墳と3号墳は、主軸中心線が前方で交叉する形をとっている（図版第二三）。このような形は、3号墳天井部がさらにのびていたことを考慮におくと、4号墳の造成が不可能に近いものとなることを示すものであり、もし4号墳が3号墳よりも遅れて造成されたとすれば、3号墳羨道天井部が落盤して羨門閉塞設備が玄門に移って以後のものとなろう。その場合、4号墳は羨道部が当初から形成されていなかったと考えるべきものである。また逆に、もしも4号墳の玄門前に羨道部が形成されていたとすれば、3号墳は、4号墳の羨道天井部の殆んどが落盤した後で、造成されたものとなるわけであろうが、そのようにみると、どうやら3号墳の羨門部は4号墳と接触して、3号墳自体、当初から羨道前半部天井を欠いていたとしか考えられない。しかし、3号墳羨道天井部が当初から欠けていたとは、現在の横穴研究の成果を前提とすると不可能であるから、むしろ4号墳のような羨道を欠くものの出現が、時代の推移によって発生したものとみるべきであろう。

6号墳も、5号墳と比較するに、玄門部の位置がかなり前方に突出している（図版第二三）。3号墳と類似の形態を示す5号墳が先に造成されたとすれば、6号墳の造成年代は、5号墳の羨道部前半が落盤してから造成されたことになり、6号墳には当初から羨道が形成されていなかったことになろう。その造成時期は、6号墳が4号墳とほぼレベルを等しくしている点から云っても、3・5号墳よりかなりに遅れるものとなる。また反対に、6号墳に羨道部が形成されていたものであって、その前半が落盤した後に5号墳が造られたと考えるならば、5号墳の玄門の位置がかなりに奥まっている点

からみて、やはりそこにかなりの年代差を考慮に入れるべきであろう。6号墳の場合にはこのように両様に解釈することも可能ではあるが、6号墳の形態が4号墳と類似している傾向を重視すると、やはり6号墳には羨道部が形成されることなく、玄門前を直ちに前庭としていたものと解することが妥当であろう。

11号墳は、本横穴群中で玄室規模のもっとも大きなものであるが、どうやらこれも羨道部を形成しないもののようである。もしこの11号墳に羨道部が形成されていたとすれば、現在の丘陵崖面はかなり前方にのびていたこととなろう。その可能性は全く否定できないにしても、ここで問題となるのはむしろ次の二点である。第一には、10号墳との関係である。平面配置図（図版第二三）でみると、隣の10号墳と一部で接触をきたしているように見えるが、実は10号墳の下側にもぐっており、造成途上でその接触をおそれたためか、11号墳玄室奥壁を内側に著しく傾斜させているし、また左奥隅を右奥隅のように角づけることをせずに丸味をもたせることによって、その防止をはかっている（図版第二八）。第二には、この11号墳の造成された位置であるが、丘陵の突出したコーナーに造られている（図版第二二、第二三）。もしもこの横穴が早い時期の造成であれば、便利な空間を他に求めることも可能であったろう。このような二点を考慮すると、この11号墳は、10号墳よりも後に造られたのはもちろんのこと、本横穴群中にあってもかなり時期が下降してから造成されたものらしいから、造成当初から羨道を欠いていたものとみることは充分に可能である。

13号墳（図版第二八）は特殊事例である。このような小横穴は、最近東北各地で発見され始めている[23]。このようなものが、具体的にどのような性格をもつものであるかについては、今後さらに検討しなければならない問題ではあるが、この13号墳が独立した埋葬施設であることにまずまちがいはない。ここでは、玄室前が直ちに前庭となっているし、11号墳との位置的関係から云っても、11号墳に羨道がなければ、この13号墳にも羨道が形成されることは不可能である。出土した遺物は栗囲式Ⅱ類に属する土師器坏であるが、この13号墳が追葬などを考える余地のない規模のものであることから云って、その造成年代は栗囲式Ⅱ類の時期、つまり奈良時代初期前後頃に求められるべきものであろう。この頃には羨道を欠くものが造られ始めたとみるべきである。

以上の考察によって、本横穴群には、本来羨道部をもつものと、造成当初から羨道部を欠くものとの二類が存在することを推定しえた。東北の横穴—東北のみではないが全国的には未解決—では、現段階におけるこの分野の研究成果にもとづくと、時代が下降したものに羨道のないもの、つまり造成当初から羨道を欠いて玄門閉塞のみのままというような横穴が発見され始めている[24]。このような点から云って、善応寺横穴群は、羨道のあるものから羨道を欠くものへ

の変遷を示す事例として、今後のこの分野研究に重要資料を呈出するものと云えよう。

2、閉塞問題

今次の調査では、閉塞に関して新しい知見をえた。従来の調査で懸案になっていた玄室前壁のカンヌキ穴の解釈[25]の他に、玄門閉塞のほぼ完全な遺構を発見しえたことによって、閉塞設備のあり方を考える上に重要な資料を提供することができそうである。

まず、玄室前壁にみられるカンヌキ穴の検討からすすめたい。このカンヌキ穴状のものがみられるのは、2・3・5・9・10・15号墳の六基であるが、これはすべてが完全に開口していたものであって、埋没していた横穴はもちろんのこと、玄室は盗掘されていても羨道床面に板石や遺物が存していた横穴には、一基もこのカンヌキ穴が造られていないという現象を把握しえた。[26]このような傾向を重視すると、この一風変ったカンヌキ穴というものが、横穴葬制とはまったく関係がない後世の造作であるという可能性を生じさせるであろう。2号墳（図版第二五）では、玄室前壁で玄門を囲んだ部分が、全面的に一〇センチ程くりぬかれているのであって、もしここに木製扉状のものをあてがったとするならば、外部からではなく、内部からと考えるのが自然であろうし、またこのあてがわれた木製蓋状の扉が、外部からでも閉じられるようなゆるいものであるならば、閉塞としての機能を全く果しえないであろう。2号墳以外のものについても原理は同じであって、蓋状の扉を玄門前端にたててカンヌキ穴に横木をあてがい、紐状のものでこの両者を結合しない限りは無意味である。蓋状のものを玄門前端に立てるならば、このカンヌキ穴は不要な存在となるであろう。つまり、カンヌキ穴をもつものが、偶然に開口していただけと解してみたところで、このようなカンヌキ穴の性格では、外側から蓋をするという横穴葬制の原則からすれば、全く逸脱しているのであって、その後さかんになってきた各地の横穴の調査でも、他に類例をみないという点を伴わせ考えても後世の造作と推定することができる。その造作の時期が何時であるかは現在断定できないが、内部から蓋をするというような性格の強いこのカンヌキ穴は、あるいは戦時中の防空壕に利用された時期の産物とみられる可能性が考えられるであろう。

本横穴群のカンヌキ穴には、玄室前壁に造られている他に、玄門外の羨道両側壁に設けられているものがある。15号墳（図版第二九）の場合には、玄室前壁のカンヌキ穴や、玄門外の床面にセメント瓦が堆積していたことと併わせ考えて、新しい時期に属するものと考えることも可能であろうが、19号墳（図版第三〇）の場合には明らかに玄門閉塞用の板石と関係のあるものとみることができる。それは板石のおさえとしての横木の穴と考えるべきであろう。東北の横

穴には、この類のカンヌキ穴は決して少なくはない。しかしすでに開口しているものに多くみられるのが実状で、埋没している場合にも、開口後の二次的な埋没と考えられないわけでもなく、利府村道安寺横穴群[27]のように、経塚的なものとして鎌倉時代に信仰の対象とされたものが発見されたりして、後世の施設と判断されるものさえある。しかしながら、19号墳の場合には、その岩層のもろさ、また玄室が追葬時に新たに旧玄室の奥に追加造成された可能性のある点、さらに玄室内が他の施設に利用されていない点などを総合して考えてみても、このカンヌキ穴が横穴葬制に関係ある施設であることを充分に認めることができるのである。カンヌキ穴存在の確実な事例として、今後の研究に一資料を提供するものであろう。

本横穴群の本来の閉塞施設としては、カンヌキ穴よりもむしろ、板石や木製蓋の利用であろう。板石使用のものとしては、11・12・14・19・20号墳があげられる。これらの事例に共通する特徴は、木製蓋の場合と異り、床面に横穴主軸に直交する溝をもたないことである。また19号墳を除いては、カンヌキ穴の施設を併なわないことも重視する必要があろう。19号墳でカンヌキ穴を伴う理由としては玄門外の床面と玄門床面との差が大きいことにもとずくもののよう、で、他はすべて床面にそれ程の差を示していない。20号墳（図版第一三、第一四、第三一）は、玄門前半の壁面やそれにつづく羨道壁面が著しく破損していたことによって、カンヌキ穴の有無を確認できないのではあるが、玄門にもたせかける積み上げ方からすれば、おさえにする横木は必要がないであろう。ここでは、板石と山石の面の広い方を外に向けて積み上げるというように、無雑作な積み上げ方法を採用している。これが最初の被葬者の羨門閉塞の場合にも行なわれた方法であるのか否かは疑問が残るとしても、板石のみをこのように積みあげただけでは閉塞として不充分であろうから、当然にその外側を土砂で覆ったものであろう。つまり、例えば組み合わせ箱式石棺を外側から粘土で密封するといったような高塚古墳の場合と同じく、横穴の時代になってもこの密封化の原則は続いていたものと解してよかろう。11号墳の河原石は板石の支えにされたものであり、この事例から4・6・17・18・21・22・23号墳にみられた河原石の堆積（図版第二六～第三一）も、河原石のみで閉塞を実施したものではなく、床面にのこる溝もしくは段が、木製蓋を立てるための施設であり、河原石はその支えとされたものであることを推測しうるのである。このように解すると、横穴の閉塞は決して扉ではなく蓋とみなされるべきものであろう。17・21・22・23号墳の事例では、閉塞石は溝の全面を覆っていない。明らかに木製蓋状のものが立てられた空間を残しているのであって、本横穴群の場合、これらの河原石が横穴の外表を飾るというような性格のものではなく、実用的な性格をおびていたものと考えられるのである。このような閉塞であったからこそ、最後の被葬者を埋葬したあと、永年月

の間に木製蓋が腐蝕し、支え用の河原石あるいは土砂の圧力で、玄室内へ自然倒壊し、横穴が開口することとなるのであろうが、この時盗掘の対象となり、遺物が失なわれることも多かったことが充分に想像できるであろう。

善応寺横穴群の閉塞に関しては、基本的には板石使用と木製蓋使用の二類があったことを知りうる。しかし本横穴群ではそれらがすべて二次的な玄門閉塞であり、羨門閉塞ではなかったから、本来的な姿として把えることはできない。羨門閉塞の本来的な形態については、後日、本横穴群補足調査の必要が生じた時の課題に残しておくこととしたい。

3、編年問題

善応寺横穴群の形態を、構造全体から把握して分類することはかなりに困難である。それは玄室の形態だけみても、平面形ではほぼ方形に近いもの・横長の方形・縦長の方形・台形気味のもの・袋状を呈するものなどがあり、立面形では宝形型（伏斗型）・ドーム型・アーチ型・並びにそれらの変型などが存するし、玄門や羨道の形態でも変化に富み、横断面形がアーチ型を示すもの、角張った四角型を呈するものなどがあって、それらが加味されることによって複雑な様相を呈しているからであり、何れに焦点をあわせて分類すべきか判断に迷うからでもある。しかし、個々の横穴の配置上から観察するとき、比較的簡単にその先後関係を把握できるものもあるから、まずこれを手がかりに論をすすめてみよう。

前項の羨道問題でも指摘したように、少なくとも3号墳と4号墳の関係では、3号墳が先で4号墳がかなりに遅れることをその配置自体が物語っている。したがって玄室平面形がほぼ方形でその立面形態はアーチ、玄門・羨道の横断面形が角型という特徴を示すものは、玄室平面形が長方形でその立面形が尖頭アーチ、玄門横断面形もアーチ型を呈し、羨道を形成しないものより古く位置づけられるべきものであると云えよう。この場合、4号墳にみられる羨道を欠くという現象は重要な基準になると思われるがその他に、玄室平面形で奥行が幅の一・五倍を占めるという特徴をも重視するとき、6号墳や11号墳の形態も、3号墳の形態より後出的要素をもつものとみてよいであろう。

20～23号墳でも配置上から興味深い事実を読みとることができる（図版第二四）。ここでは玄室天井がほぼ健在なものは22号墳のみで、他は全て落盤現象をきたしていたのであるが、この地区の岩層が脆弱であるという前提の上に立つと、22号墳が時期的にもっとも遅れて造成されたものとみることができるし、20・23号墳の玄室平面形がほぼ方形であったり、それに近い形態をとるのに比して、21

・22号両墳は玄室巾のみならず羨道幅でさえ狭くされているのであって、そこには20・23号墳との接触を慮った結果と推察することができるのである。したがって、玄室平面形が、方形状を呈するものより、長方形状を呈するものの方が、時代の下降を示すものとも考えられるのであるが、しかしそのようなことは、横穴群の密集地帯においては認めえても、広い空間を有する場合までもが、果してそのような構造上の制約を蒙っていたかどうかになると証明し難いのである。15～19号墳の分布する地区（図版第二四）では、20～23号墳地区における22号墳と他の三基との観察の結果を参考にすると、17・18号墳が他より先に造られたことになろう。たしかにここでも岩層がもろく―19号墳発掘の際に証明された（図版第一〇）―また17号墳前室と18号墳玄室はともに落盤していたのであるから、この両墳よりも15・16号墳並びに17号墳後室の造成が遅れるものと考えてもよかろうが、そのような見方は別の角度から観察しても可能である。

16・17号墳の発掘当時の状況では、16号墳羨道前の通路（＝前庭部）が、17号墳羨道部と通じていた（図版第二四）。しかし元来はこのような関係にあったとは考え難いことで、17号墳羨道部が落盤してから通じる結果になったものであろう。したがって、本来の16号墳前庭部は、17号墳羨道の直上を通っていたものと考えられる。つまりこの両者は造成当初において確かに併存していたわけであるから、何れかが先に造られ、他はその後に造られたとみるべきものである。この関係を常識的に考えると、16号墳が造成された後に17号墳が造られるという現象はまず生じえないかと思われる。それは16号墳本来の羨道天井部がどこまでのびていたかにもよるけれども、17号墳羨道の中央まで達するような長いものは考え難いから、17号墳羨道部の上は前庭部（＝通路）とされていたものであろうし、したがって17号墳を造成する場合、16号墳前庭部床面は明らかに外から眺められるわけで、現状のような接触状態では16号墳前庭部の落盤は当初から予想されるであろうから、17号墳を16号墳のあとに造成するとすればもう少し下方に位置づけたであろう。このように解すると、17号墳の造成が先であり、その後17号墳羨道並びに玄室の崩壊によって17号墳の後室が前室床面よりも高い位置に造成されることになったものであろう。17号墳後室玄門の閉塞施設は、前室奥壁沿いにみられる閉塞溝が玄門を覆う程度の規模のものである点から云って、明らかに改造後のものとみることができるから、落盤という現象が発生しても簡単にその横穴を放棄することはなかったとみてよかろう。この17号墳前室平面形にみられる幅に対する奥行の数値と、16号墳玄室の同数値は、さほどの変化を示していない。18号墳についても同様である。しかし、ここでは「17号前室・18号→16号→17号後室」なる変遷が推定されるのである。16号墳と15号墳や19号墳の関係づけは、その点明らかにしえないが、15・19号墳は

17号墳前室や18号墳よりも遅れるものであろう。

以上の具体的事例によって、4・6・11号墳などのように奥行が幅の一・五倍というような顕著な場合（第一表）を別として玄室平面形の形態というものが、それほどの重要性をもたないということについて理解できようかと思う。3号墳とほぼ同様の構造をもつ5号墳の玄室平面形の数値も若干の差を示しているのであるから、とくに甚だしい差を示さない限り、玄室平面形の形態にはとらわれる必要がないであろう。

そのように理解すると玄室立面形態や玄門・羨道の立面形態こそは注意をはらう必要があるらしい。そこで、そのような観点から本横穴群の形態分類を試みると、次のようになる。

Ⅰ類　玄室立面形―宝形型系、玄門・羨道立面形―アーチ型系のもの。

2号墳。

Ⅱ類　玄室立面形―ドーム型系、玄門・羨道立面形―アーチ型系のもの。

12・14・16・17（後室）？・19？・20？・21？・23？号墳。

Ⅲ類　玄室立面形―アーチ型系、玄門・羨道立面形―アーチ型系のもの。

8・10？号墳。

Ⅳ類　玄室立面形―アーチ型系、玄門・羨道立面形―四角型系のもの。

3・5・9？号墳。

Ⅴ類　玄室立面形―アーチ型系、玄門立面形―四角型系、羨道立面形アーチ型系のもの。

15号墳。

Ⅵ類　玄室立面形―アーチ型系、玄門立面形―アーチ型系、羨道のないもの。

4？・6・11・（13？）号墳。

この分類のなかには、玄門並びに羨道形態の明らかでない1・7・17（前室）・18・22号墳は除外したが、天井部の落盤や崩壊剝離などの現象はあっても、壁面の線からある程度推定可能なものは含ませている。

15～19号墳地区にあって、玄室・玄門・羨道三者の立面形態の明確なものは、15・16・19号墳の三基で（図版第二九、第三〇）、17・18号墳では不明であるが、奥壁の曲線具合から18号墳玄室の立面形はドーム型あるいは変形アーチ型が想像できるし、17号墳玄室の後室がドーム型系であることから前室の場合にもおそらくその系統の形態であったことは想像に難くない。17（前室）・18号墳の羨道や玄門の立面形態は全く手がかりをつかめないが、これら両墳より時期的に遅れて造成されたことの推定できる15・16号墳で、16号墳の玄室立面形がドーム型、玄門・羨道がアーチ型であるのに対して、15号墳の玄室羨道の立面形がアーチ型、玄門の立面形が四角型を呈

しているということは重視してよいであろう。つまり16号墳玄室形態がドーム型で、17号墳（前室・後室）・18号墳・19号墳の玄室立面形態もドーム型もしくはその系統に属する可能性が指摘できるとすると、15号墳玄室立面形態がアーチ型を呈しているということのみで15号墳が後に造成されたとみることがおおよそ可能となるであろう。玄門形態が四角型であるという特徴は、本横穴群では、玄室立面形のドーム型系統のものにではなく、アーチ型系統のものに付属して生じる要素とみることができるのである。

20～23号墳地区においても、配置上から、22号墳を最後の造成と考えることができるのであるが、22号墳を除いた他の三基は、玄室天井部が落盤していても、遺存する奥壁の状況からドーム型の系統に属することが推定できる。本横穴群の一般傾向として、玄室立面形がアーチ型を呈するものは、ドーム型のもののあとに造成されたとみられるふしが強いのである。したがって、先に分類した六類のうちで、まず第Ⅱ類は、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ類より編年的に先に位置づけられる可能性が生じたことにならう。

3・5号墳の両墳の構造は非常に近似したもので、ともに第Ⅳ類に分類できるが、その第Ⅳ類の9号墳と第Ⅲ類の8号墳では平面形が極めて近似しているにもかゝわらず、立面形では相異を示している。しかしこの両者には、3・5号墳立面形にみられるような明確な特徴を欠き、8号墳玄門部は羨道側からみると四角型のようにもみえるが玄室側からみると明らかにアーチ型になるという曖昧な形態であるし、9号墳では玄門直前の羨道天井部はたしかに四角型を呈しているが、やゝ前方に移ると側壁と天井壁に明確な境界がなくアーチ型気味となっている。どうやらこの両墳は退化形態とみることが可能である。また、第Ⅳ類の9号墳と第Ⅲ類の10号墳を比較すると、平面形や立面形においては差異がみられても、床面周壁沿いに残った小溝状の造成技法の点では類似している。10号墳の玄門天井は防空壕時代にけづりとられているが、側壁側の上辺の曲線からみると、アーチ型のように見受けられるが、断言はできない。この点15号墳玄門天井は、明確な四角型を呈し、羨道部がアーチ型に属しているから、玄門・羨道の立面形態には、たしかにある時期或いは横穴造成法のある一種の技法として、当初から意図されたもので、偶然的にそのような結果になったと解すべきではなかろう。このようにみてくると、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ類の関係は、Ⅳ類→Ⅴ類→Ⅲ類という変遷をたどったという傾向がよみとれるであろう。平面形ではきわめて近似する8号9号墳の間に、そのような編年差を認めることが正しいか否かとなると、疑問の点も残るが、8・9号墳の造成者あるいは被葬者が同系統の人達かあるいは一単位集団内においてもより近い親族小集団の関係とみるならば、あながち無理でもなかろう。これは平面形では差をみせるが、立面形では近似する3・5号墳においても同様なことが云えよう。もし、平面形の差異を加味するな

らば、

3号墳→5号墳→15号墳
9号墳→8号墳

という関係が指摘できるかもしれない。

さて、Ⅰ類とⅡ類の関係については、今次発掘の横穴で、時期のさかのぼると思われる17（前）・18・20・23号墳などが、天井部落盤ということのためにはたしてⅡ類とすべきか、あるいはなかにⅠ類が含まれているものかは、全く推察不可能であるから2号墳一基をもって、この関係を論ずることは早計であろう。しかし12号墳のドーム型には、宝形型の退化を天井面において認めることができるので、何れを先とするかは甚だ問題であるとは云え、2・12号墳の両墳がかなり近い関係にあることは指摘できるであろう。第Ⅵ類が、その他のものより時期的におくれて造成されたというようなことは、前項ですでに考察した通りであるから、以上を整理すると、本横穴群二三基中における編年序列は、

Ⅰ・Ⅱ類→Ⅳ類→Ⅴ類→Ⅲ類→Ⅵ類

という変遷が大勢として考えられることになろう。これは立面形を重視して立論した結果であるが、逆にこれから平面形の推移をみると、若干の例外は存するにしても一般傾向としては、やはり方形気味のもの→長方形のもの（縦長・横長）という関係がおゝよそ見出せるであろう。しかし、このような立論には未だ疑問が残っている。それは、今次発掘分の地区においては、一般的に下方から上方へと推移したと推定されるに、過去の調査分においては、上方から下方への傾向が認められることであり、このような地区の相違がどのような現象を意味しているのか、実は未だ解決していない。将来の課題としておこう。

六、結　言

本横穴群の調査については、

(1)構造上の問題では、羨道施設を有するものと有しないものとの両者が発見され、後者は時代的に下降すること、また横穴の編年に当っては、玄室平面形や、玄室・玄門・羨道の立面形態が一つの基準を示すものであろうこと。

(2)改造問題では、玄室天井落盤後にさえ、その奥に新たに玄室を造成してまで、埋葬を継続するというような事例（17号墳）が始めて発見されたこと。

(3)規模の問題では、一体埋葬しか行なえないような小規模なものが発見され、しかも埋葬施設としての形態をそなえていたこと（13号墳）

(4)技術の問題では、整正系横穴の変形形態が始めて発見（2号墳）されたが、その形態は、全国的にみられる整正横穴の技術を踏襲するものではなく、明らかに辺境的であり、この横穴の造成が、在地の人々によって行なわれたと推定されること。

(5)閉塞施設の問題では、玄室前壁にみられるカンヌキ穴状のものが横穴葬制とは関係がないであろうこと、また閉塞には板石によるものと木製蓋によるものとの二類が、本横穴群での基本的閉塞遺構と考えられること。

(6)遺物の問題では、出土した玉類のなかに「松島ヒスイ」と云われる松島丘陵産のもの（11号墳出土勾玉）があり、当時宮城県でも玉造りに従事する工人集団の存在が推察されること。

(7)年代上の問題では、出土した提瓶・長頸瓶などによって、本横穴群の開始が七世紀後半頃に求められ、1号墳出土の糸切底の坏によって、玄室天井が健全な場合には平安前期末前後頃までは存続使用されたものらしいこと。

などに要約できるであろう。

さて、ところで残された問題がある。それは本横穴群の被葬者が、どのような階層に属した集団かということであろう。実はこの問題を究明することは、現状ではかなり難しいことがらに属する。

すぐれた副葬品を出土した各地の横穴群と比して、その規模の点では遜色なく、11・19号墳などはたしかに玄室規模も壮大であるけれども、副葬品においてその性格を証明すべき決め手になるものが見出せないのである。

それは、本横穴群では閉塞施設が完全であったと推定できるのは20号墳のみで、他は完全に開口していたか、閉塞施設が取りはずされて玄室内が攪乱されていたかの何れかであることから云って、副葬品の大部分が盗掘されていたことによる。しかもこの20号墳でさえ、今次発掘で出土した副葬品をもって全てのものとみることはできない。閉塞施設こそ完全であったが、これは本来の羨門閉塞ではなく、すでに玄門閉塞に移っていたこと、玄室内発見の土師器と玄門閉塞外の羨道床面上出土の須恵器が、時期を等しくするものではなく、須恵器の方がむしろ古い時期に属するものであることなどの点から云って、度重なる追葬によって古い副葬品の廃棄が行なわれていたことを推測しうるのである。

しかしながら、一見平凡にみえる本横穴群出土品のなかにも、注意すべきものもないではない。それは提瓶・長頸瓶などの奈良時代以前の須恵器であって、奈良時代以降の須恵器と比して、質・焼成ともにすぐれている（図版第一九）。東北の須恵器は、奈良時代になると大量生産が実施され、宮城県地方でもたしかに多くの須恵製作の窯が発見されているが、奈良時代以前の須恵窯は宮城県では未だ一例も発見されていないのであって、奈良以前の時期には須恵器さえもが貴重な品であったことを知りうる。したがってこれら須恵

器は、南方政治圏から輸入されたものか、あるいは高級技術をもつ少数工人達によって製作されたものであろう。

このようにみると、善応寺横穴群の被葬者達は、県内各地の横穴と同じくやはり社会的にあるすぐれた地位をえていた地元の氏族集団と解することが可能であろう。それ以上のことは本稿では論及をひかえ後日の課題としておきたい。

善応寺裏山に見られたような横穴古墳群は、仙台平野の西側の丘陵の裾の凝灰岩の崖には各所に見られ、われわれが仙台市内でその存在を確認したものだけでも、富沢の土手内横穴古墳[28]、宮沢の宗禅寺横穴古墳[29]、越路の向山横穴古墳群[30]、岩切の台屋敷横穴古墳群、入生沢横穴古墳群[31]の五か所を数え（図版第一）そのほかにも北山東昌寺の裏や越路の鹿落坂にも蝦夷穴すなわち横穴があったことを「仙台鹿の子」などの古地誌は伝えている。

このように以前は市内各所に遺っていたのであるが、宅地造成などによって多くのものが破壊されてしまい、今日では善応寺裏山以外では群在の姿を見ることが出来なくなってしまった。横穴古墳がここほど沢山のこっているところはもはや仙台市内にはないのである。

さきに述べたように善応寺横穴古墳群は七世紀後半から八世紀はじめまでにつくられ、九世紀末まで継続して使用された仙台平野の住民の墳墓である。当時仙台平野で横穴古墳を作った人々が完全な日本人であったことは富沢の土手内横穴古墳から出土した人骨の示しているところである。七世紀後半から九世紀末までというと、ちょうど古代国家の東北経営期に相当する。この時期につくられた多賀城や陸奥国分寺が中央政権の権力の象徴であったのに対し、これらの横穴古墳は現地住民の文化を示すものである。古代東北の経営の歴史は中央政府の政治勢力の東北浸透と現地住民の文化状態の両面から明らかにされなければならない。善応寺横穴古墳群はこの時期における在地民の文化を示すものとして、仙台市内においては他にかけがえのない遺跡であって、貴重な文化財というべきである。

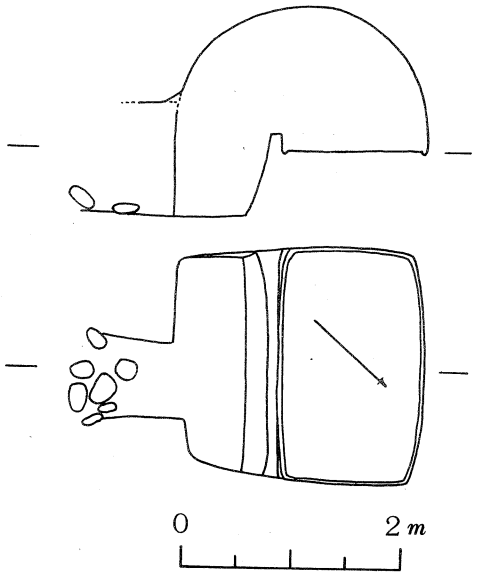

宗禅寺下横穴古墳実測図

証

(1) 斎藤忠「宮城県宮城郡岩切村善応寺裏山の横穴」（考古学雑誌第二三巻三号）

(2) 伊東信雄「仙台市内の古代遺跡」（仙台市史3）

(3) 加藤孝・小野力・氏家和典「仙台市燕沢善応寺横穴古墳群」（考古学雑誌四八巻一号）

(4) 加藤孝・小野力・大泉重治・高橋栄一郎諸氏の御教示による。なお註(3)参照

(5) 「伏斗式」なる用語については、昭和三七年九月、東北大学工学部建築学科主任教授飯田須賀斯博士の御教示による。

(6) 整正横穴の用語については、山本清「横穴の形式と時期について」（島根大学論集一一号）より引用。

(7) 昭和三六年六月、浦博士の鑑定を仰ぐ。なお註(3)参照

(8) 「尖頭アーチ型」なる用語は、赤星直忠「横穴の編年について」（鎌倉市史考古編）より引用。

(9) 過年度の調査では、左奥隅壁がくずれているのにとらわれ、平面形の観察に誤りがあったようである。観察手落ちの責任は氏家にあり、ここで訂正しておきたい。

(10) 本横穴は昭和三六年夏、氏家が、加藤孝・小野力・工藤雅樹諸氏や、宮城県第二女子高等学校社会部生徒諸君の援助をえて発掘調査を実施したものである。報告書は出してないが、氏家和典「辺境における横穴古墳群の諸問題」（日本考古学の諸問題）にその実測図を掲載している。なおこの際には14号墳羨道部の発掘と、15号墳の実測をも実施している。

(11) 現在までの資料では、もっとも長い横穴は宮城県松山町亀井囲横穴群の3号墳で、玄室奥室から本来の羨門部まで一二メートルと測定しうる。

(12) 加藤孝「塩釜市表杉の入貝塚の研究」（宮城学院女子大学研究論文集五）

(13) 氏家和典「陸奥国分寺跡出土の丸底坏をめぐって」（山形県の考古と歴史・柏倉亮吉教授還暦記念論文集）

(14) 註(13)並びに「陸奥国分寺跡」（陸奥国分寺跡発掘調査委員会編）

(15) 註(13)参照

(16) 註(13)参照

(17) 伊東信雄「宮城県加美郡上郷古墳」（日本考古学年報4）、土器実測図は註(3)に掲載。

(18) 鳥屋八幡古墳発掘調査団「宮城県黒川郡大和町鳥屋八幡古墳発掘調査報告」

(19) 楢崎彰一「後期古墳時代の諸段階」（名古屋大学文学部一〇周年記念論集）。「須恵器編年図表」（日本の考古学古墳時代下）。

(20) 註(14)参照

(21) 昭和三六年六月、大森博士の鑑定を仰ぐ。なお註(3)並びに氏家和典「横穴古墳にみられる古代東北開拓の様相」（古代文化一六巻三号）参照

(22) 松山町教育委員会主催で昭和三八～四〇年、佐々久・茂庭邦元・加藤孝の諸氏と発掘調査。その成果の一部は氏家和典「辺境

における横穴古墳群の諸問題」（日本考古学の諸問題）、「東北の横穴」（考古学ジャーナル6号）などに所載。

(23) 佐々木茂楨「宮城県涌谷町追戸B地区横穴古墳群」（仙台湾周辺の考古学的研究・宮城県の地理と歴史3）

(24) 上畑岡横穴古墳発掘調査団「宮城県栗原郡若柳町上畑岡大立横穴古墳群発掘報告」

(25) 註(3)参照

(26) ただ8号墳のみは明確ではない。それは該当する部分の壁面が完全に崩壊しているからである。カンヌキ穴の上辺の壁面から落盤したと思えばそのようにもみえる。しかし、現状ではカンヌキ穴の壁面の部分さえも遺存していない。

(27) 加藤孝「陸前利府村菅谷道安寺横穴古墳内経塚」（日本考古学協会第32回総会研究発表要旨）

(28) 註(2)参照

(29) 昭和二八年暮、宮沢橋かけかえの際の道路工事で発見され、伊東・氏家・佐藤宏一が調査したが、遺物は見られなかった。

(30) 註(2)参照

(31) 註(2)参照

図

版

図版第一

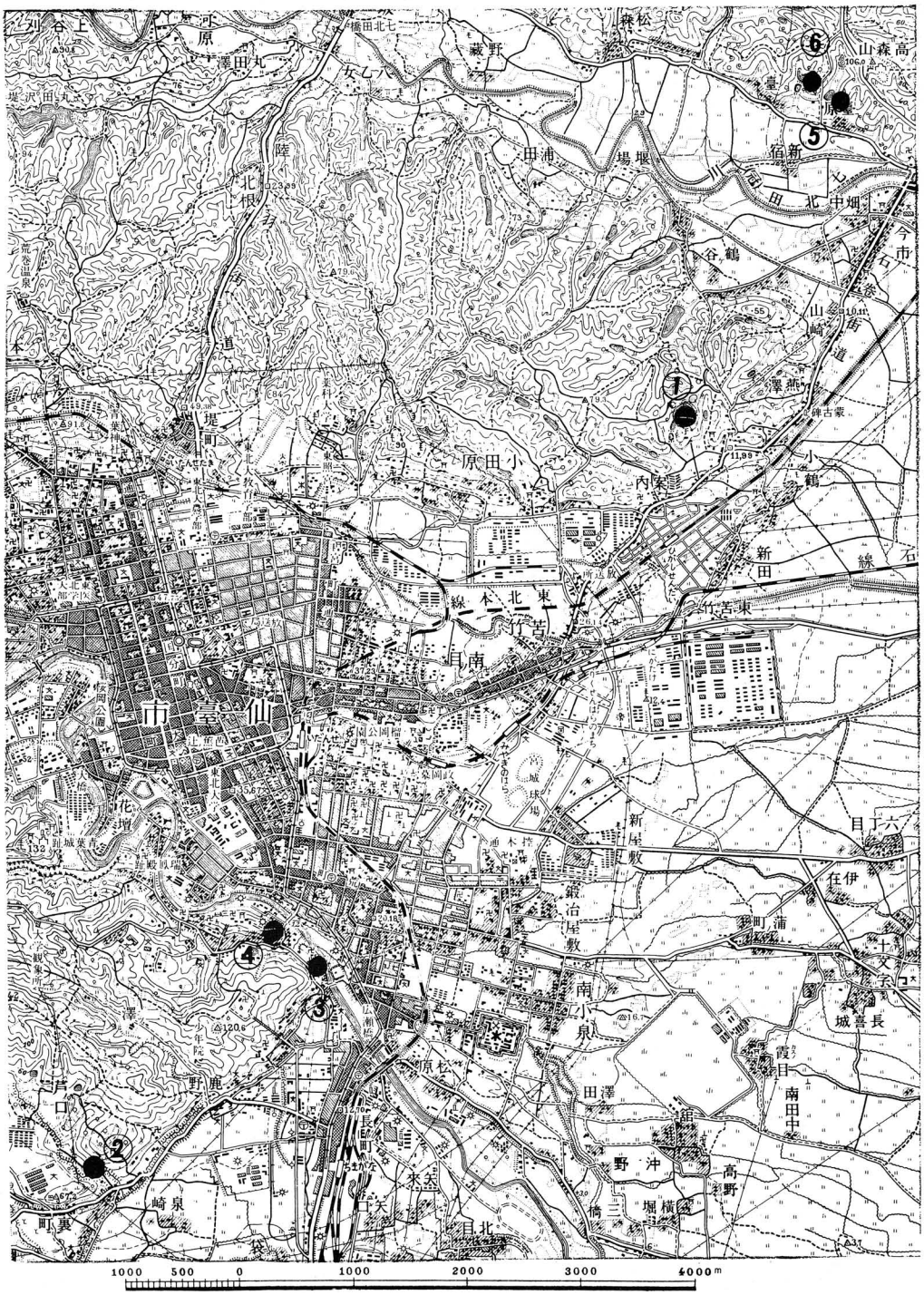

仙台市内横穴古墳分布図

1 ―善応寺横穴群，2 ―土手内横穴，3 ―宗禅寺下横穴，4 ―向山横穴群
5 ―台屋敷横穴群，6 ―入生沢横穴群

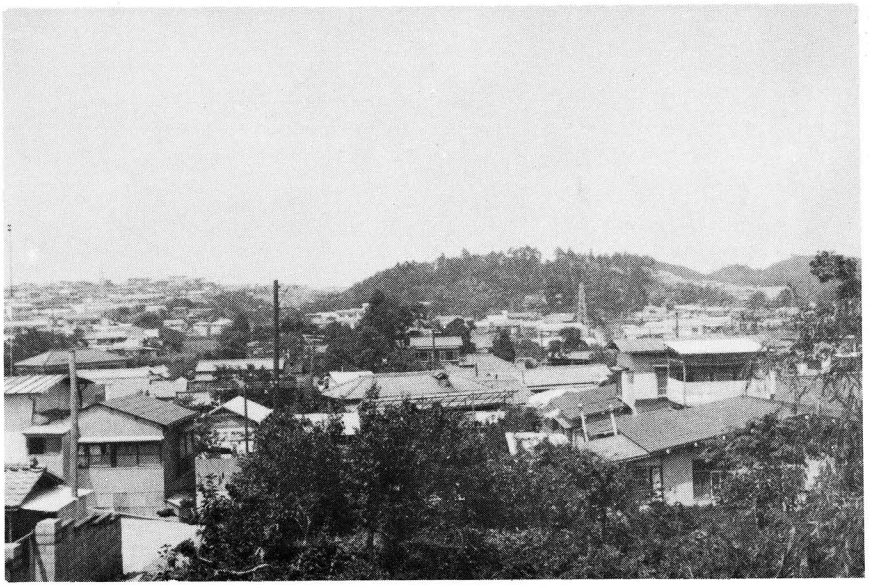

(1) 横穴群周辺地域全景（南方より望む。中央の森が善応寺裏山，その裏から左へかけて鶴が谷団地）

(2) 今次発掘地点周辺

図版第三

(1)　横穴の開口状況（中央が６号墳玄門，左は５号墳）

(2)　11号墳閉塞石の状況

(1)　11号墳閉塞石の状況

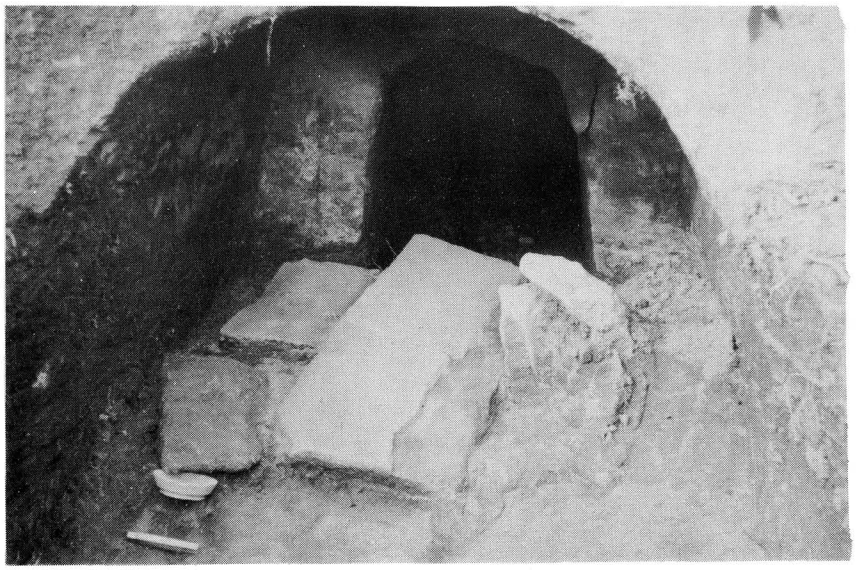

(2)　12号墳の状況（左側で積石の下にかかる土器は蓋坏）

図版第五

(1)　16号墳の発掘状況

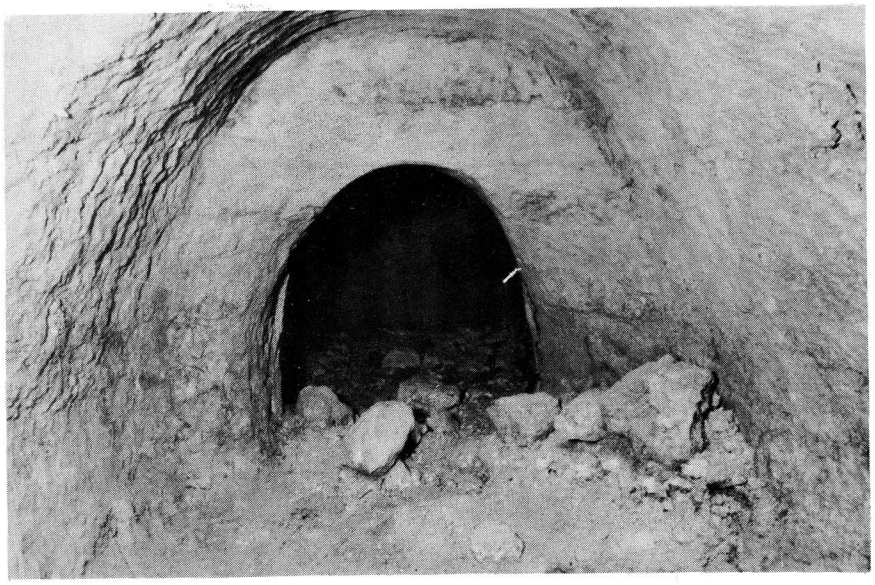

(2)　16号墳玄門状況

(1)　16号墳玄室内の状況

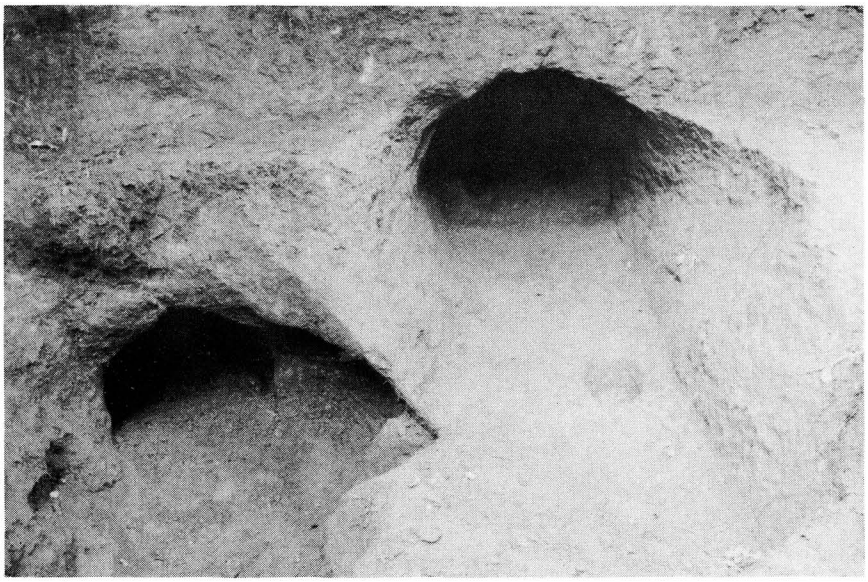

(2)　16，17号墳の状況（右が16号墳）

図版第七

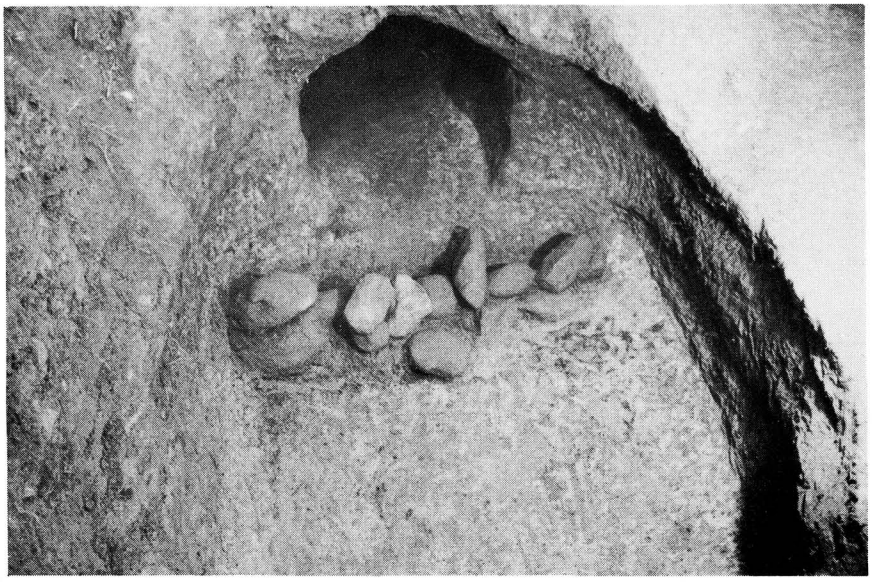

(1)　17号墳閉塞石の状況

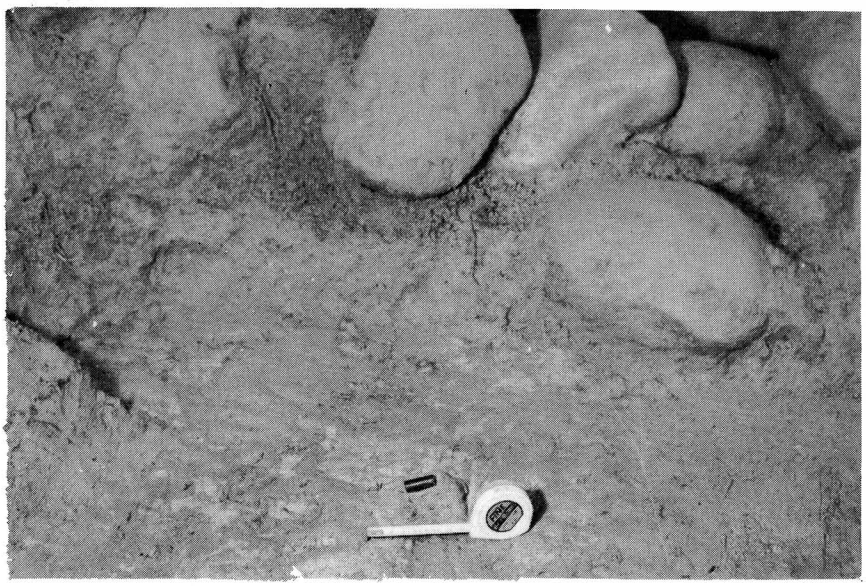

(2)　17号墳碧玉製管玉出土状況

(1)　17号墳長頸瓶出土状況

(2)　17号墳長頸瓶出土状況

図版第九

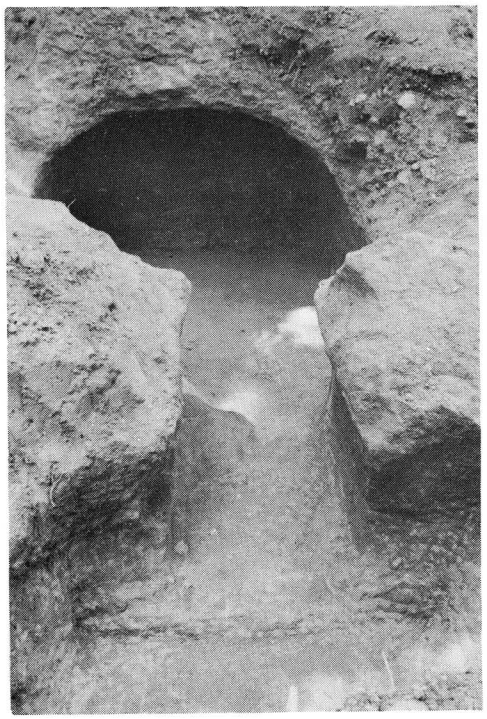

(2) 18号墳状況（閉塞石をとりはずしたところ） (1) 18号墳状況

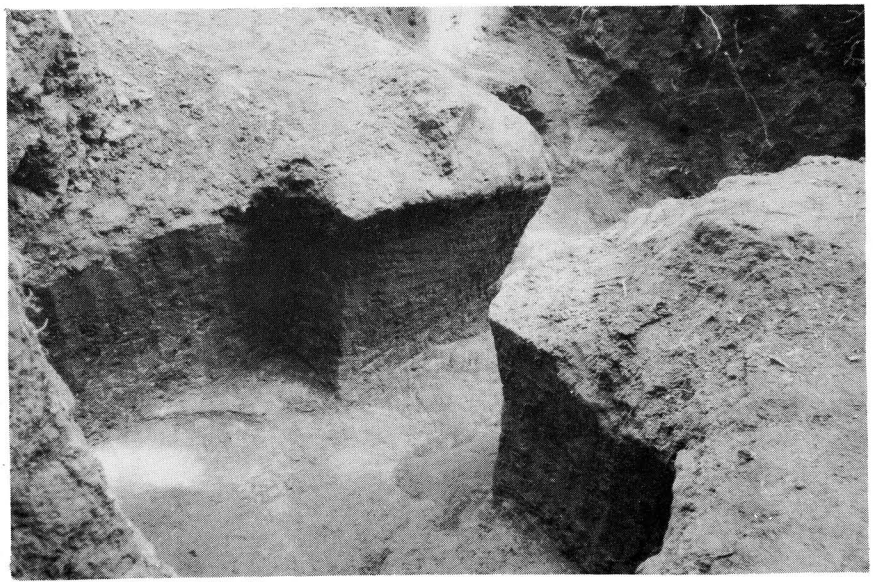

(3) 18号墳玄室・玄門状況

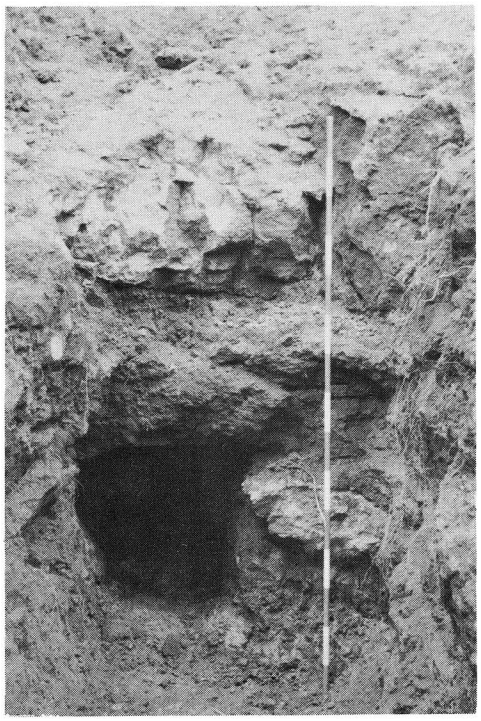

(2) 19号墳開口部の状況

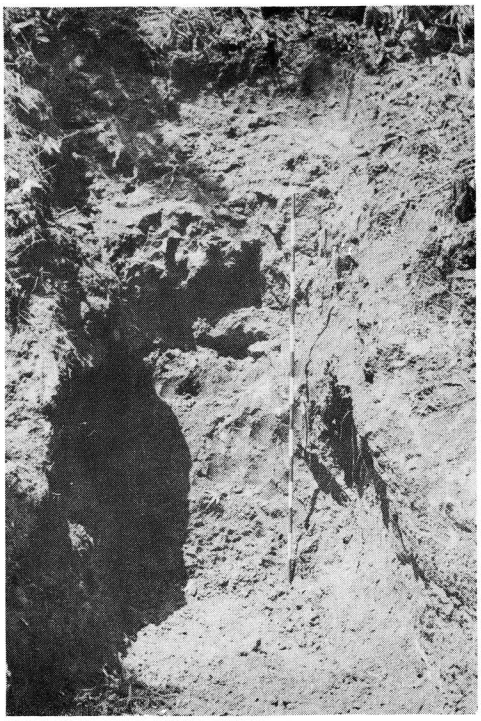

(1) 19号墳開口直前の状況

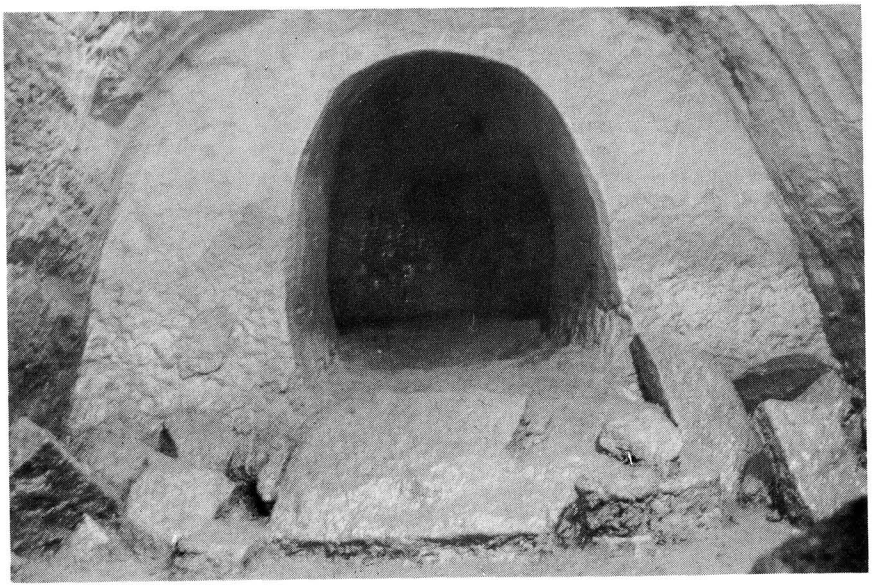

(3) 19号墳玄門状況

(1)　19号墳玄室内より外方を望む

(2)　19号墳玄室前壁並びに天井の状況

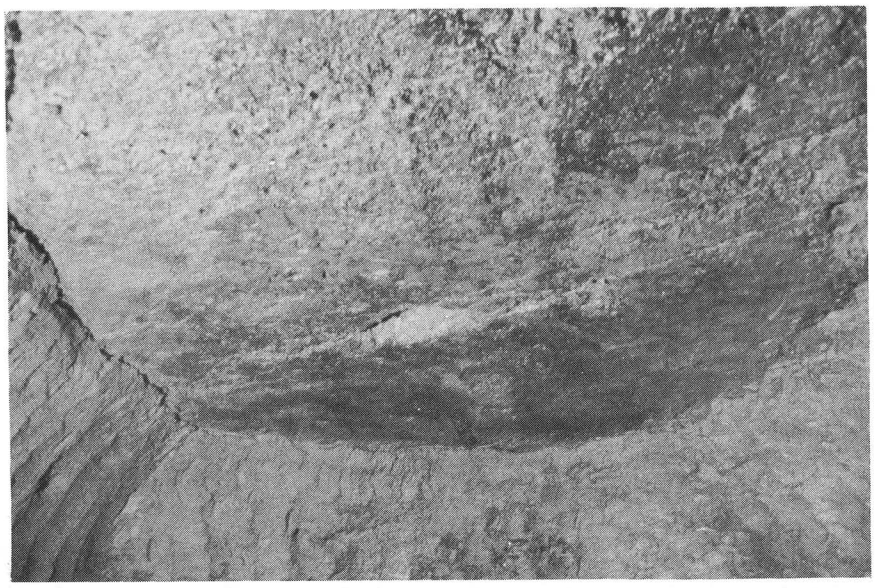

(1)　19号墳天井部の状況

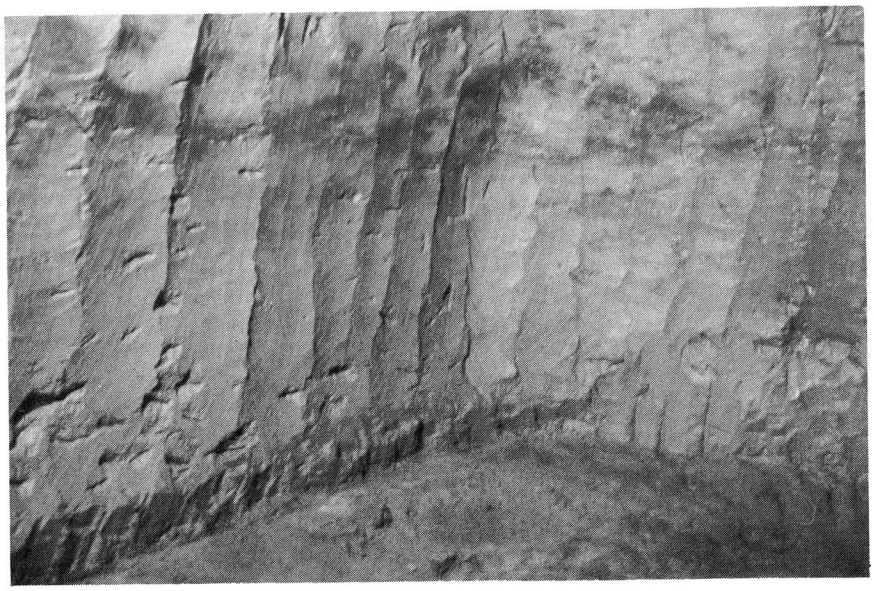

(2)　19号墳側壁ののみ痕

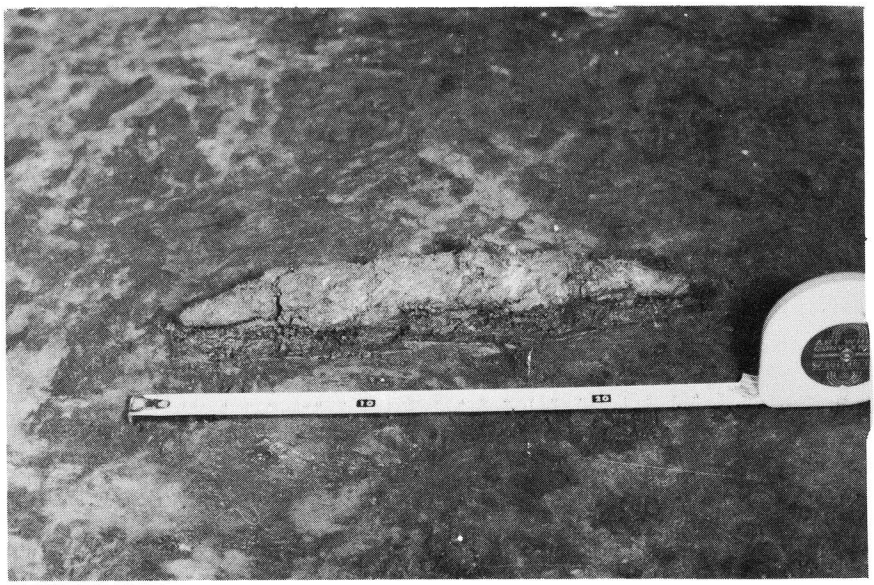

(1)　19号墳玄室内刀子出土状況

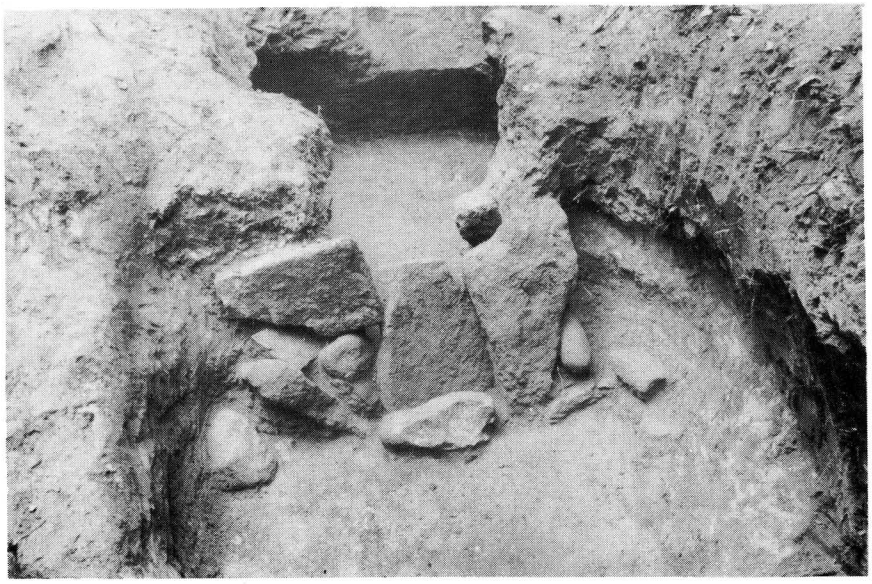

(2)　20号墳閉塞状況

(1)　20号墳閉塞状況（表から）

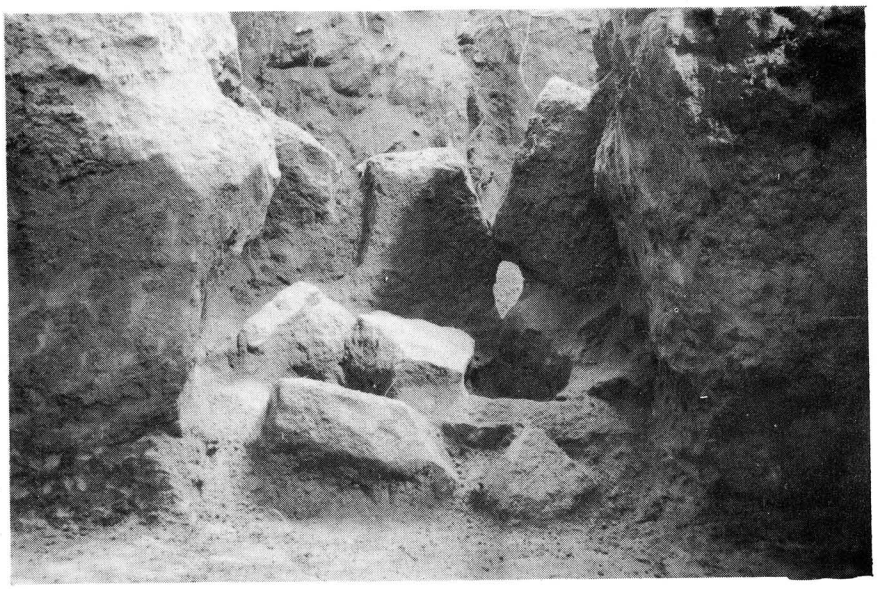

(2)　20号墳閉塞状況（裏から）

(1)　20号墳玄室内埦の出土状況

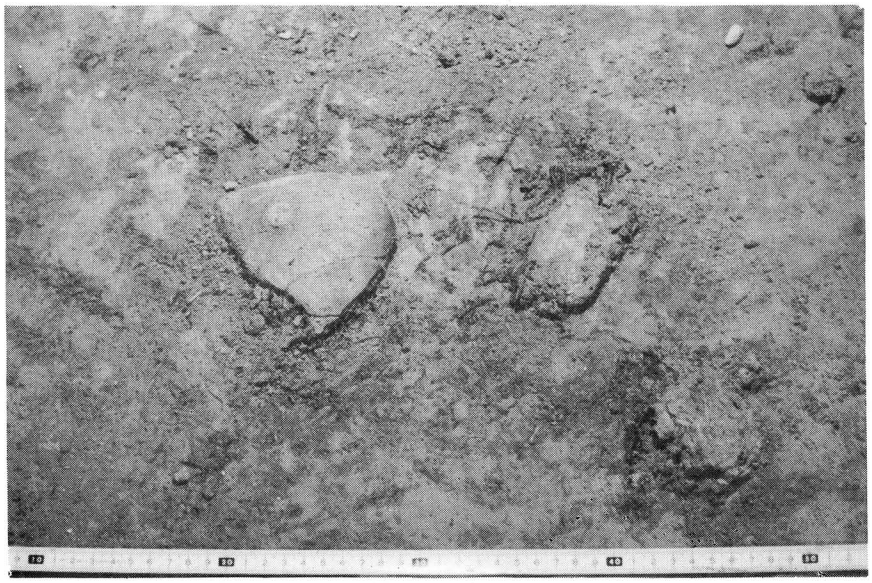

(2)　20号墳玄室内坏蓋の出土状況

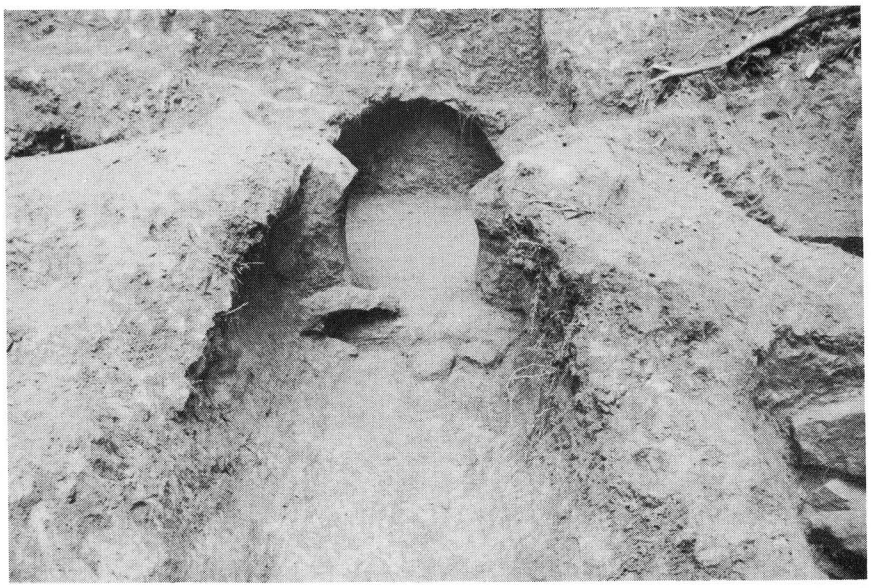

(1)　21号墳状況

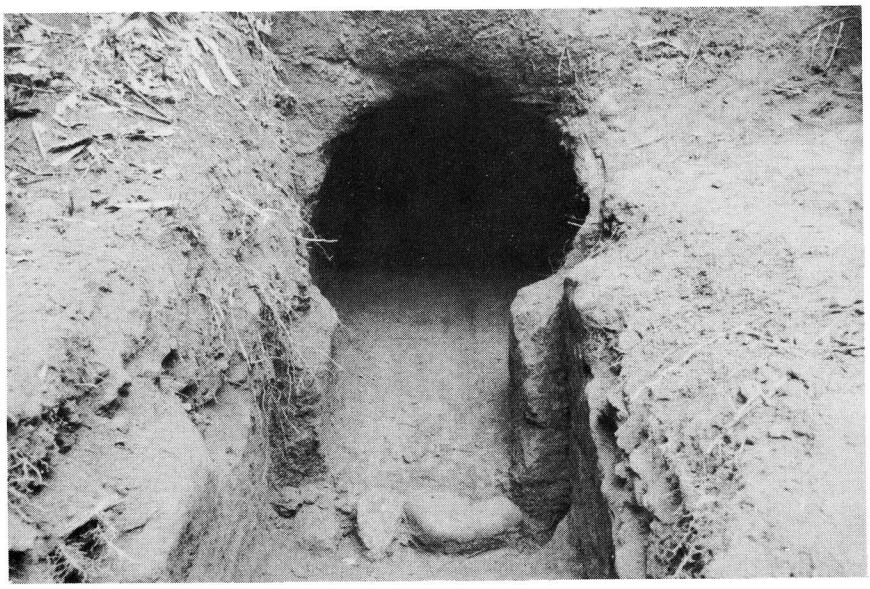

(2)　22号墳状況

(1)　23号墳閉塞石の状況

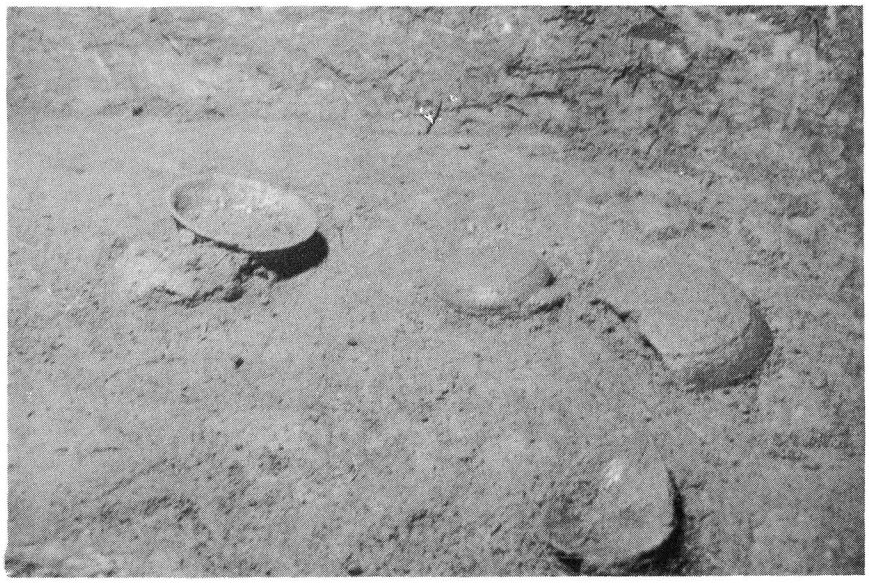

(2)　23号墳玄室内の坏出土状況

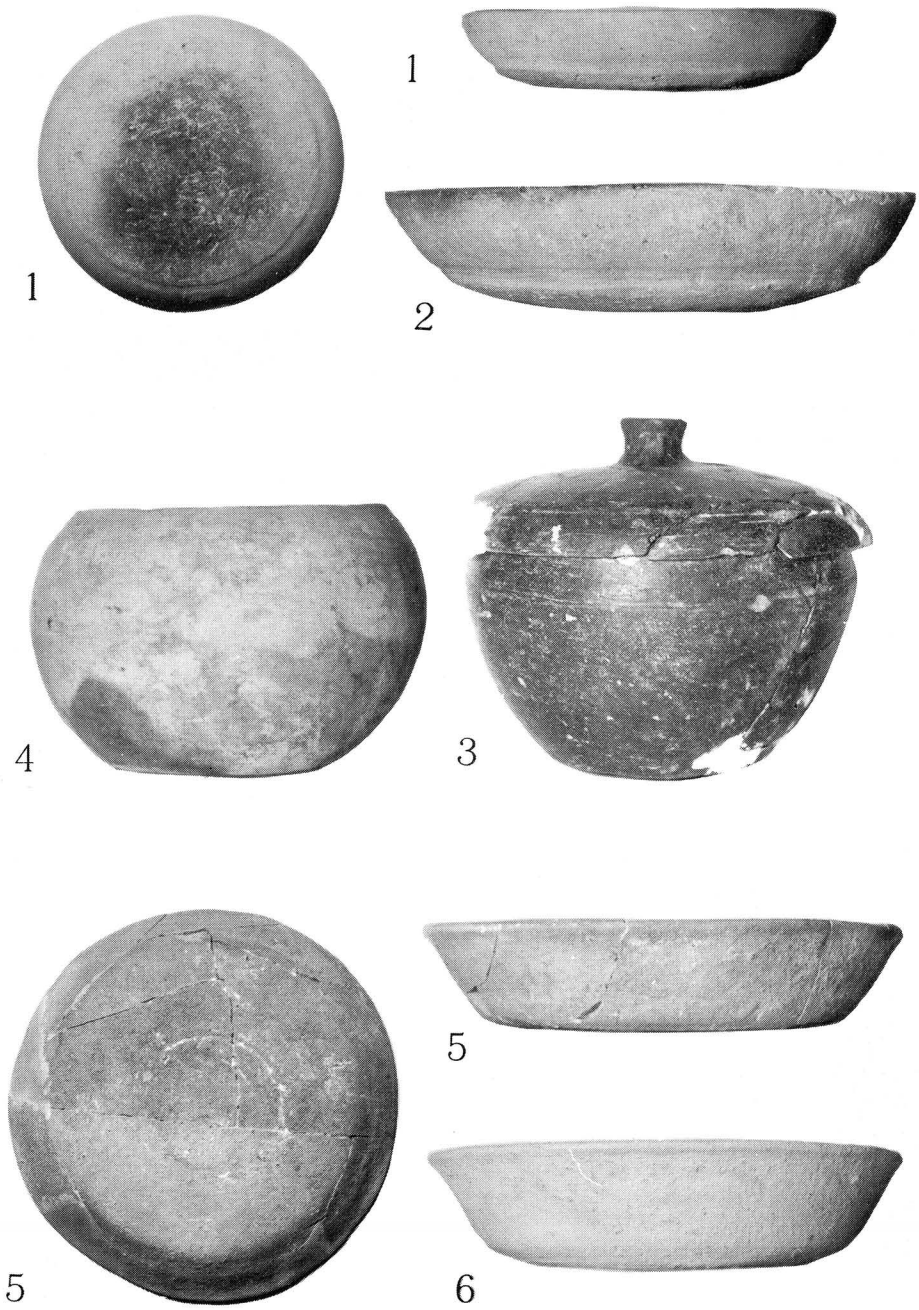

出土土器（土師器１～４，須恵器５・６）

１・２―23号墳出土，３―８号墳出土，４―20号墳出土，５―17号墳出土
６―20号墳出土

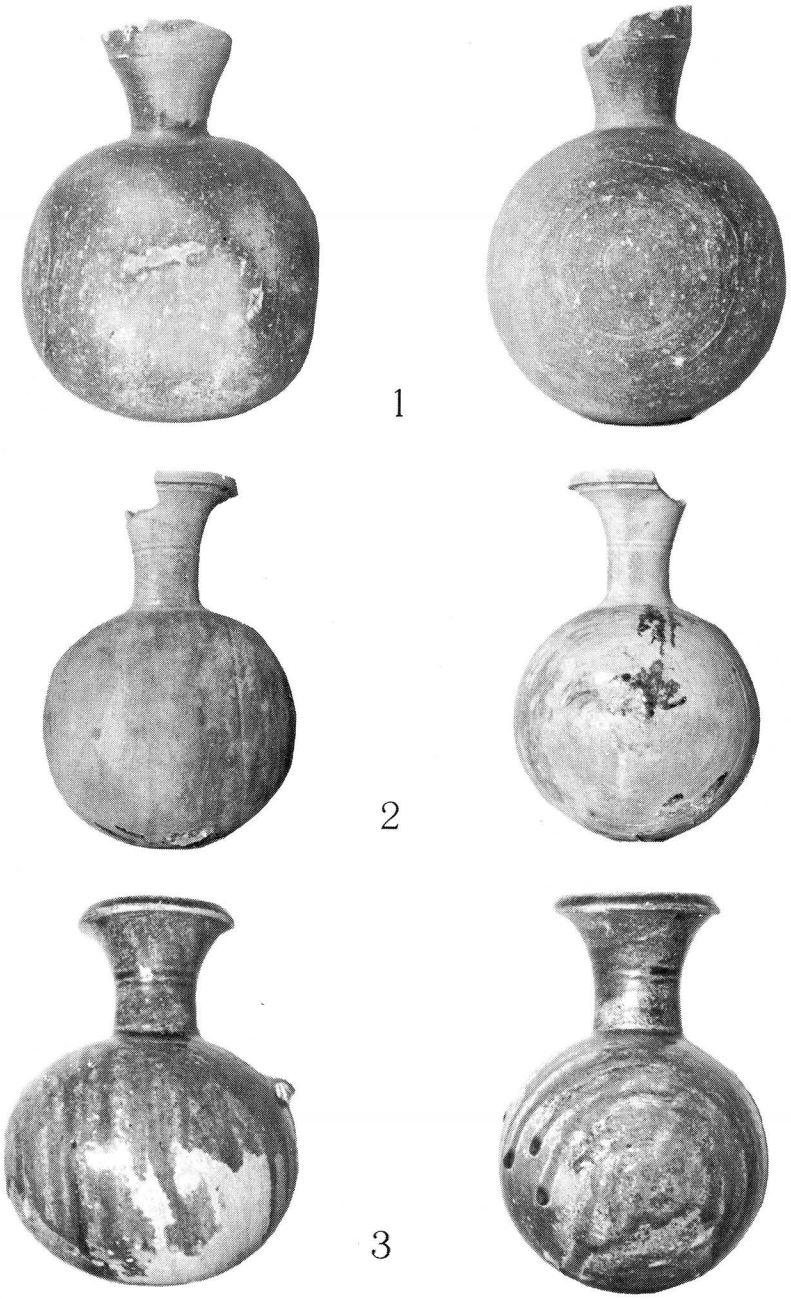

出土須恵器長頸瓶（1—17号墳，2—23号墳，3—20号墳）

2

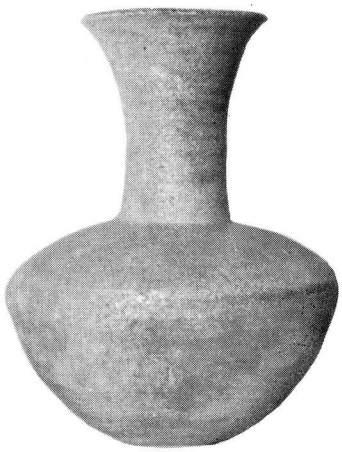

1

4

3

出土須恵器（1—21号墳，2～4—17号墳）

図版第二一

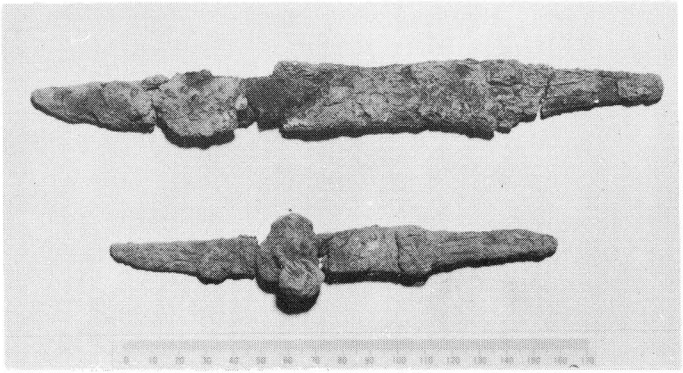

(1) 刀子（上―19号墳，下―23号墳）

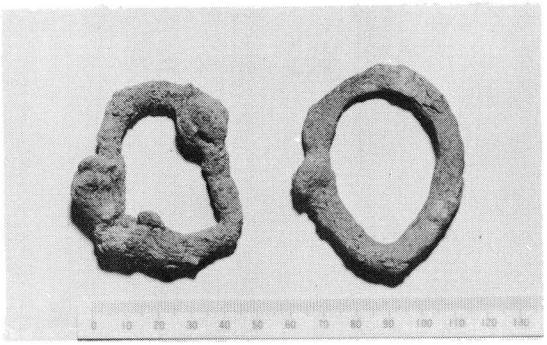

(2) 鉄製輪（左―18号墳，右―17号墳）

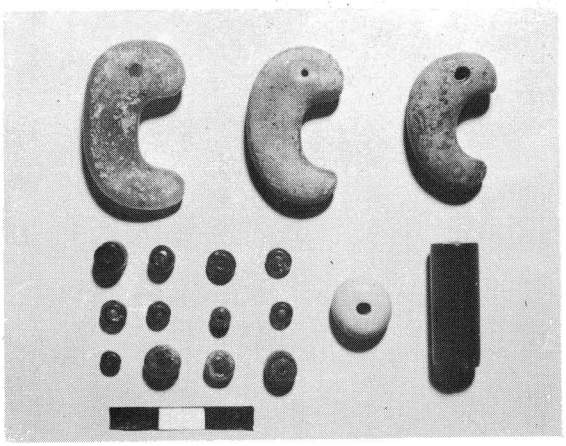

(3) 玉類（上段は勾玉，左の２つはメノウ，右は松島ヒスイ，下段左の12個はガラス小玉，中はメノウ製丸玉，右は碧玉製管玉）

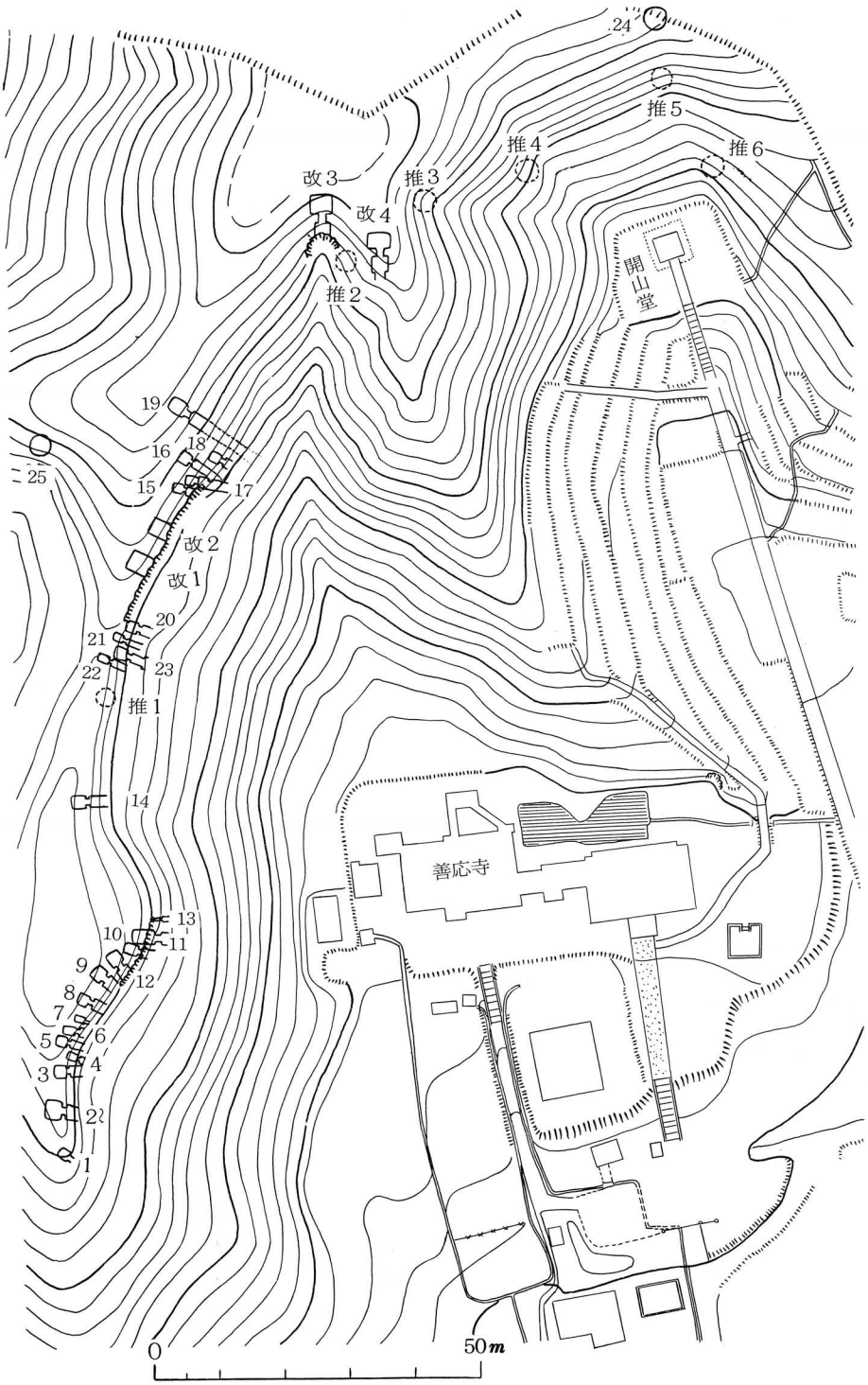

横穴分布状況　（推1～6は横穴埋没の推定できるもの。改1～4は横穴がすでに他の施設に改造されたもの。）

図版第二三

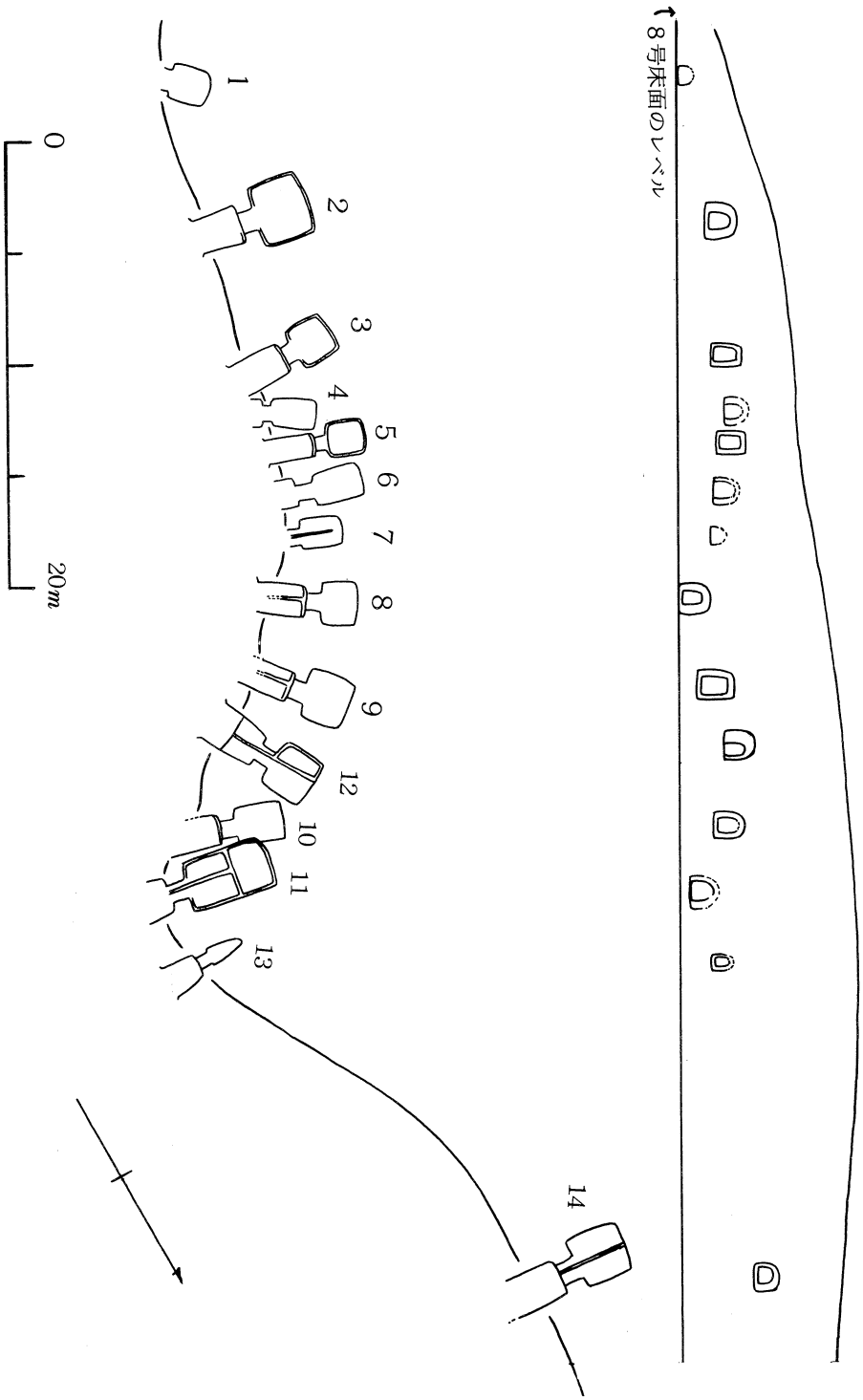

横穴の配置図その1　（各横穴の立面図は玄門前端で切断したもの）

図版第二四

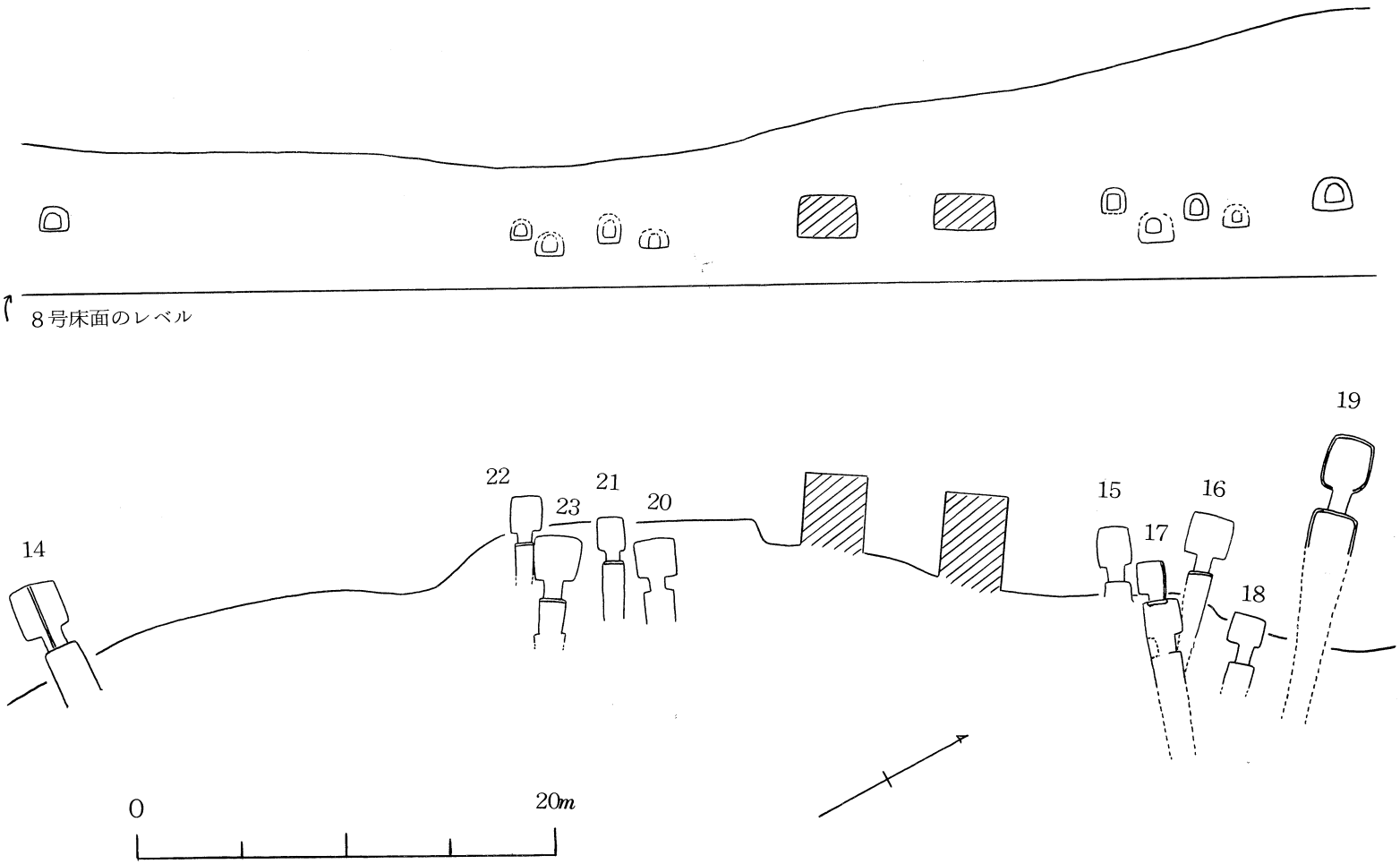

横穴の配置図その2

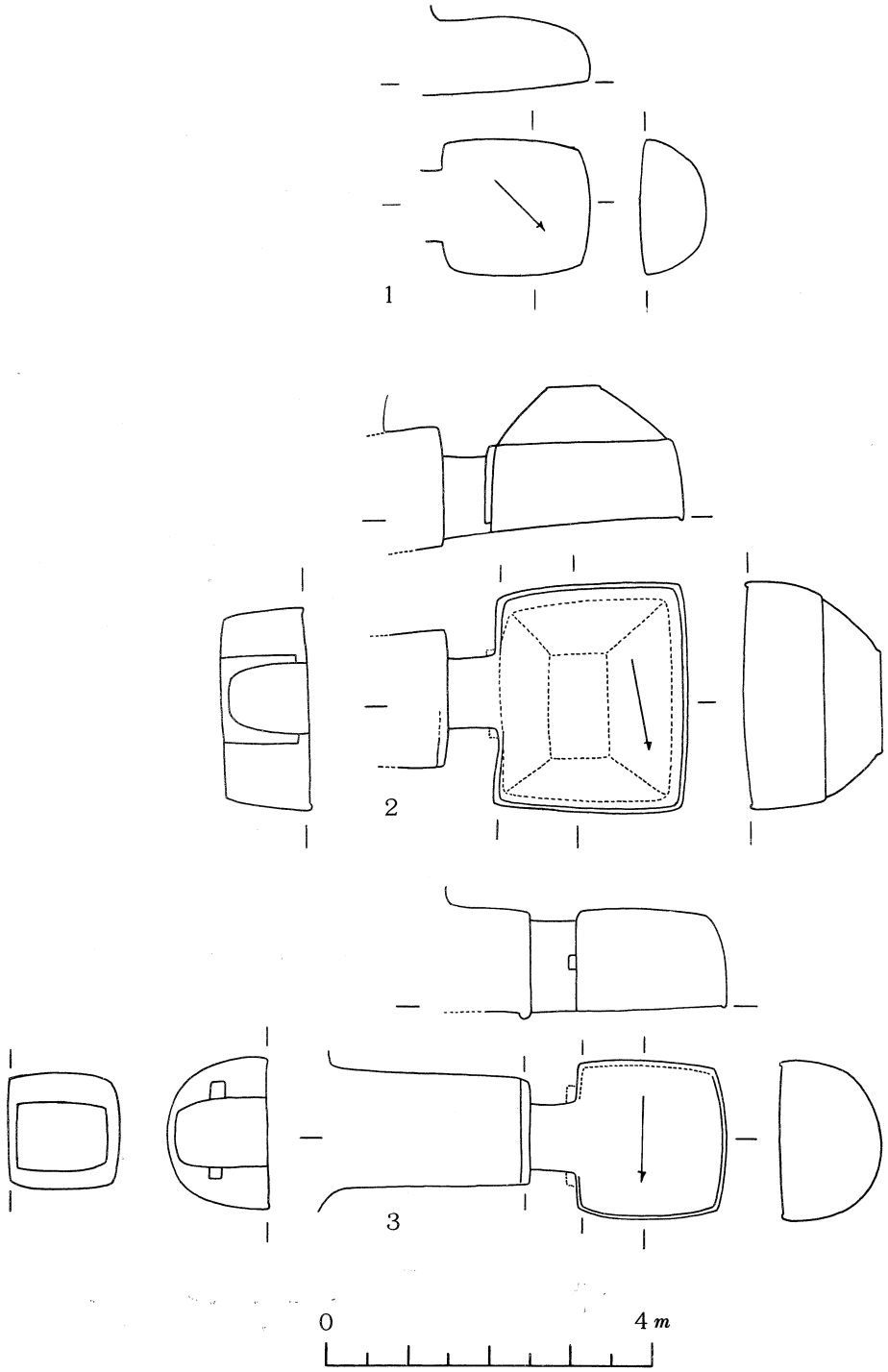

横穴実測図その1

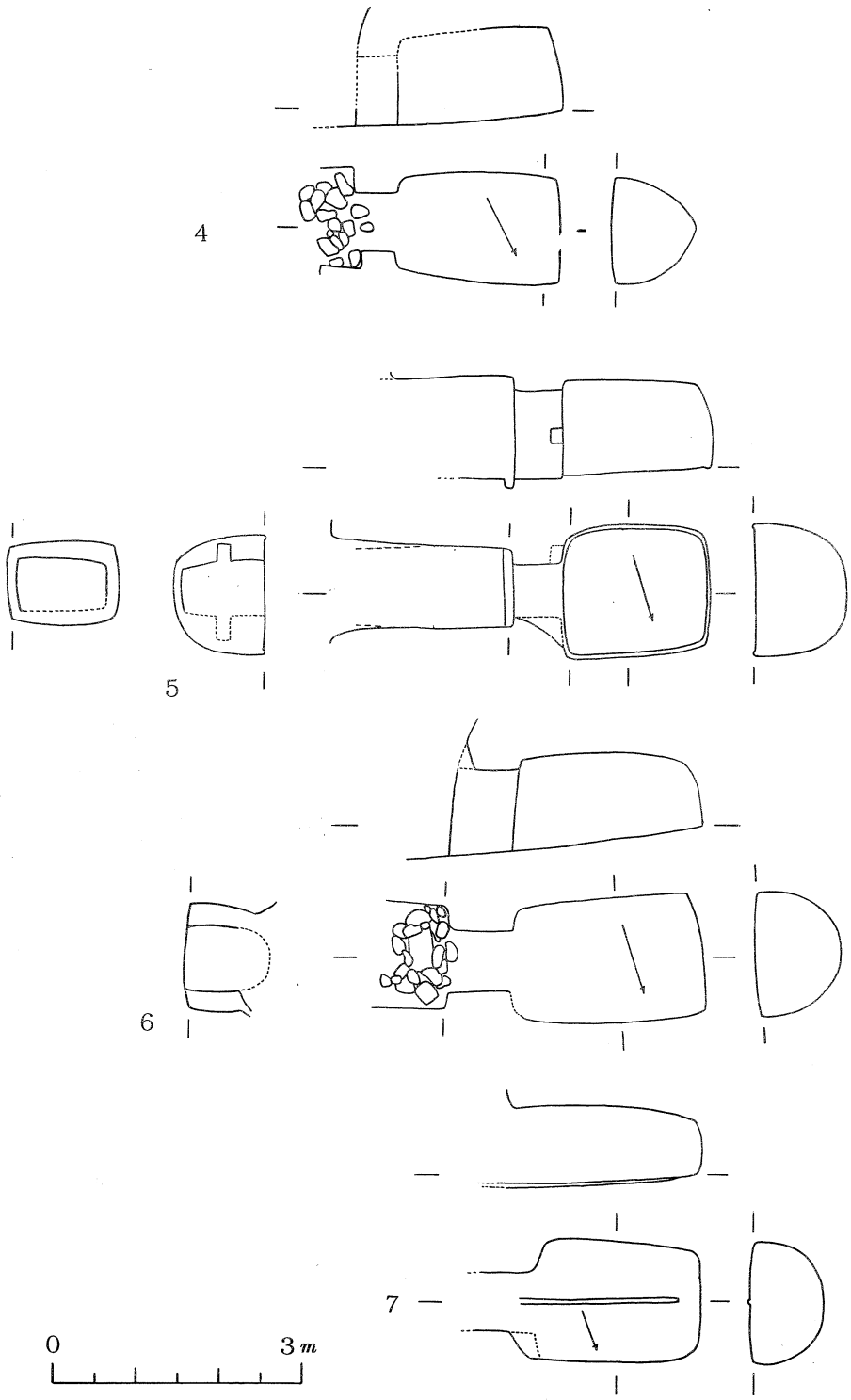

横穴実測図その2

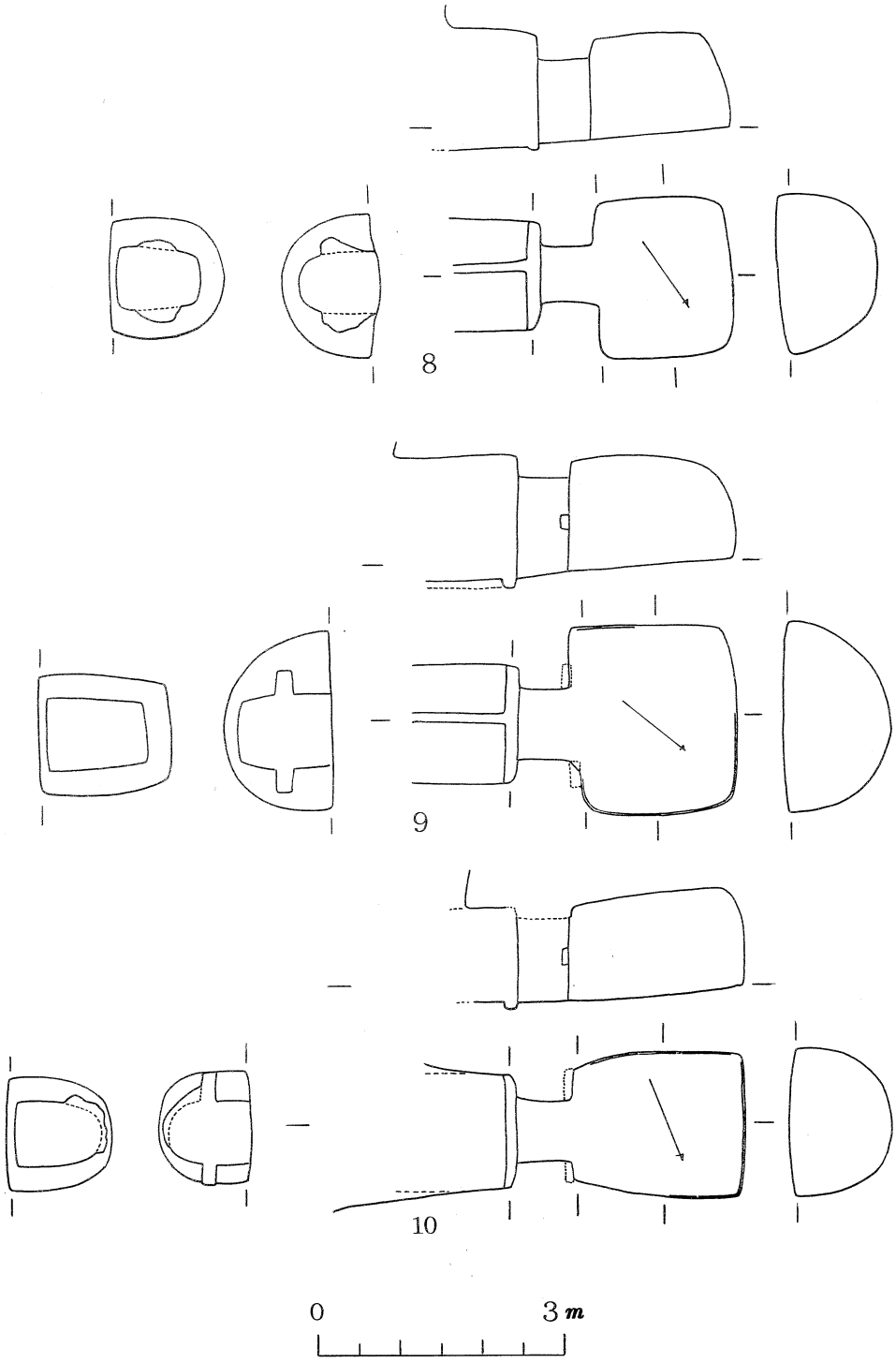

横穴実測図その3

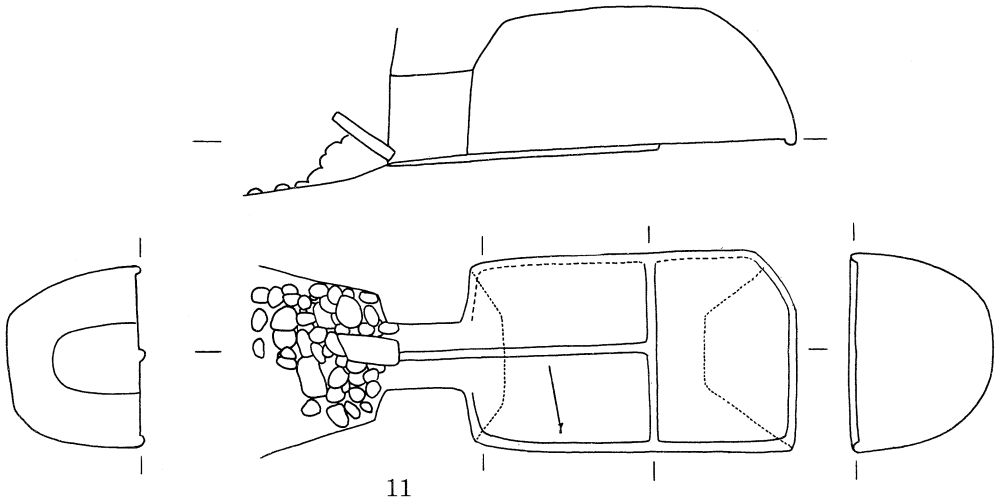

11

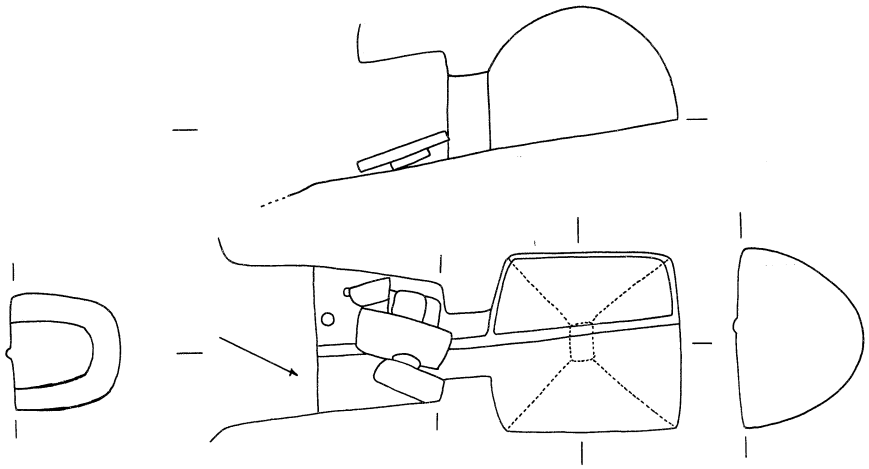

12

13

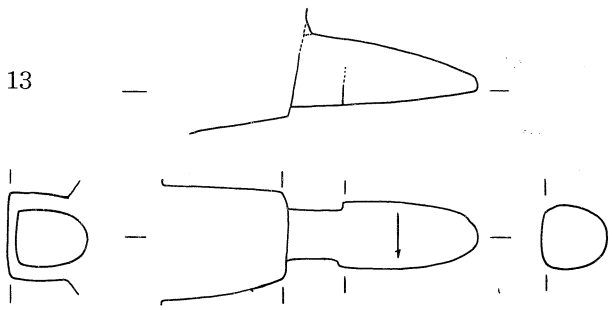

0　3 m

横穴実測図その4

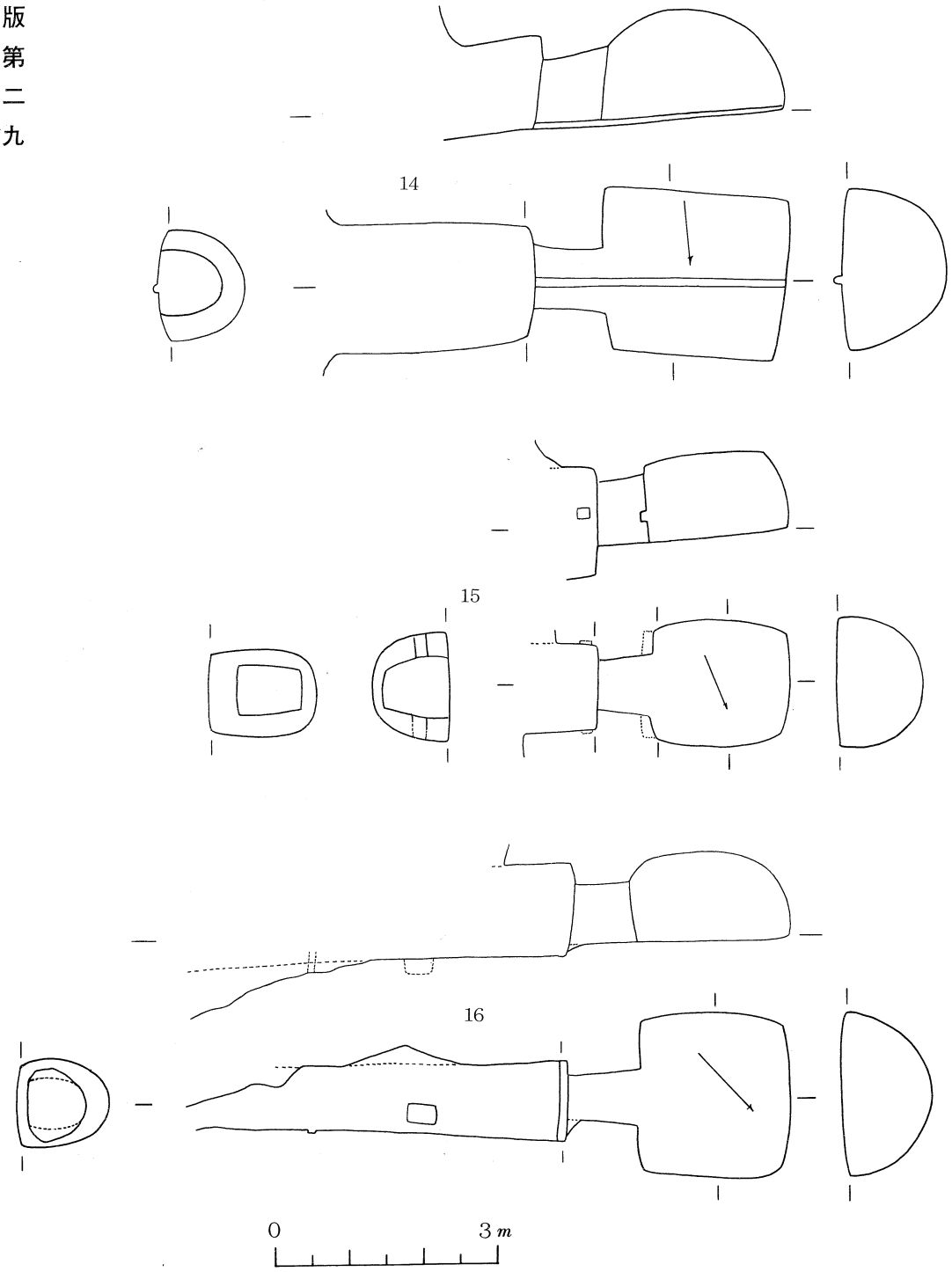

横穴実測図その5

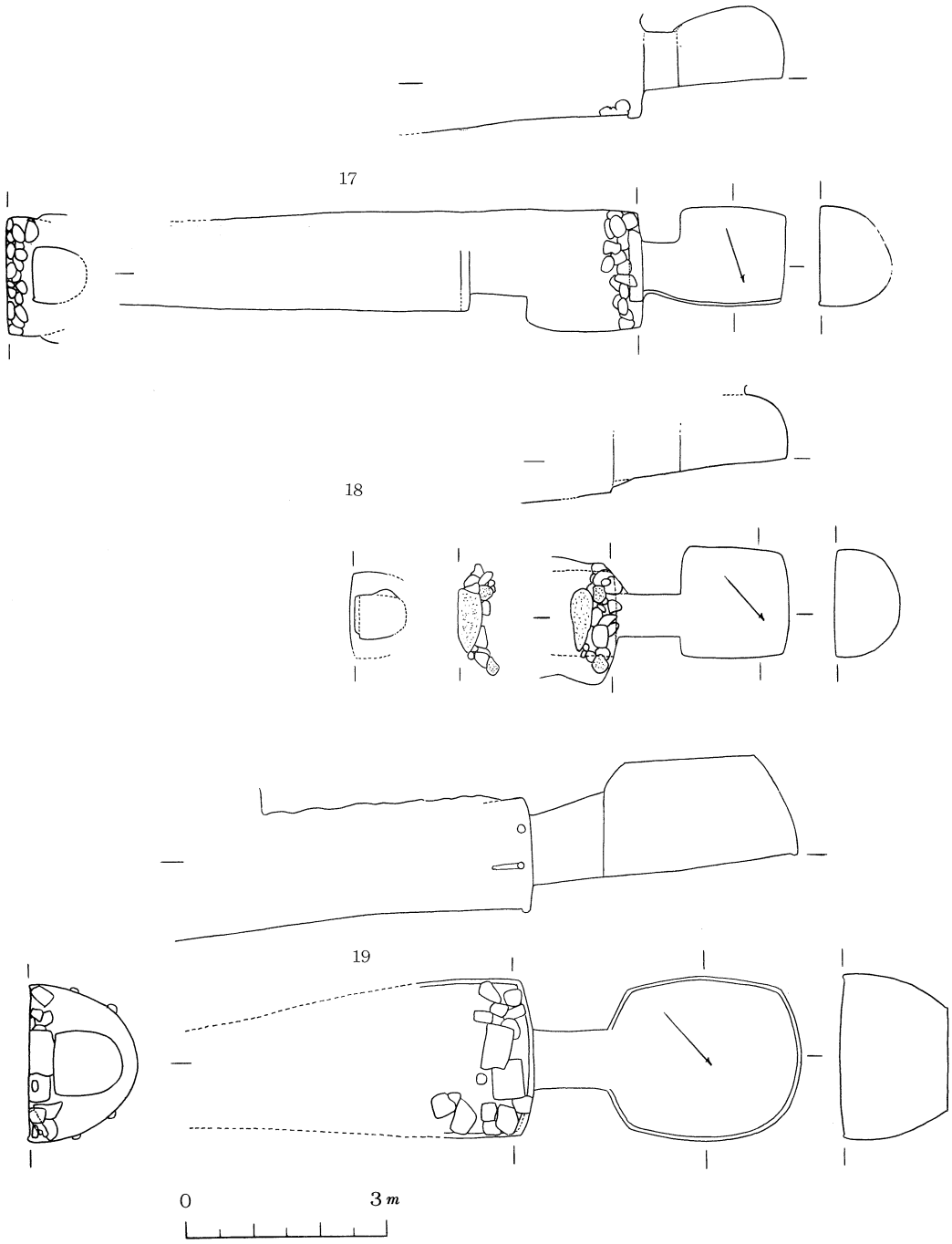

横穴実測図その6

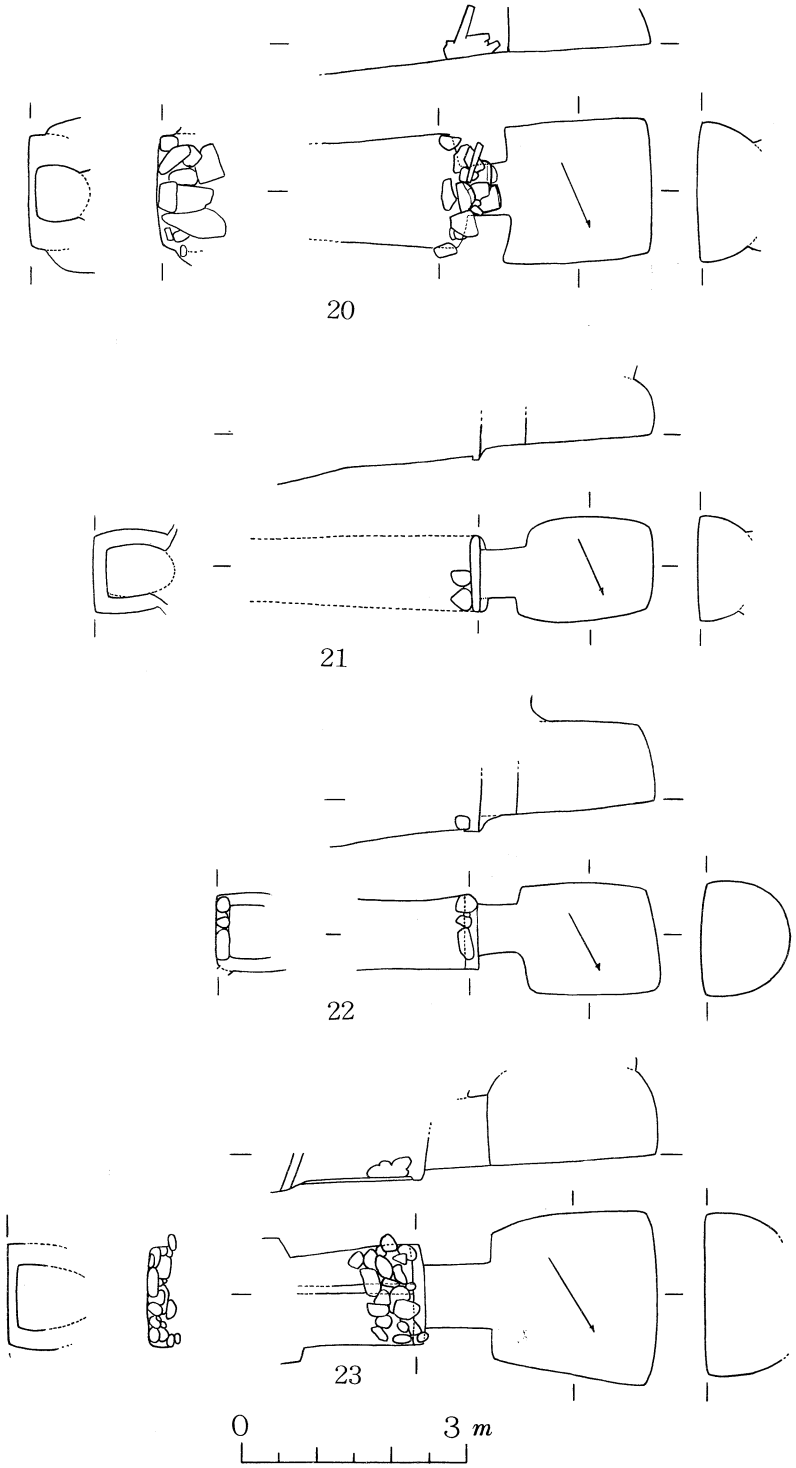

横穴実測図その7

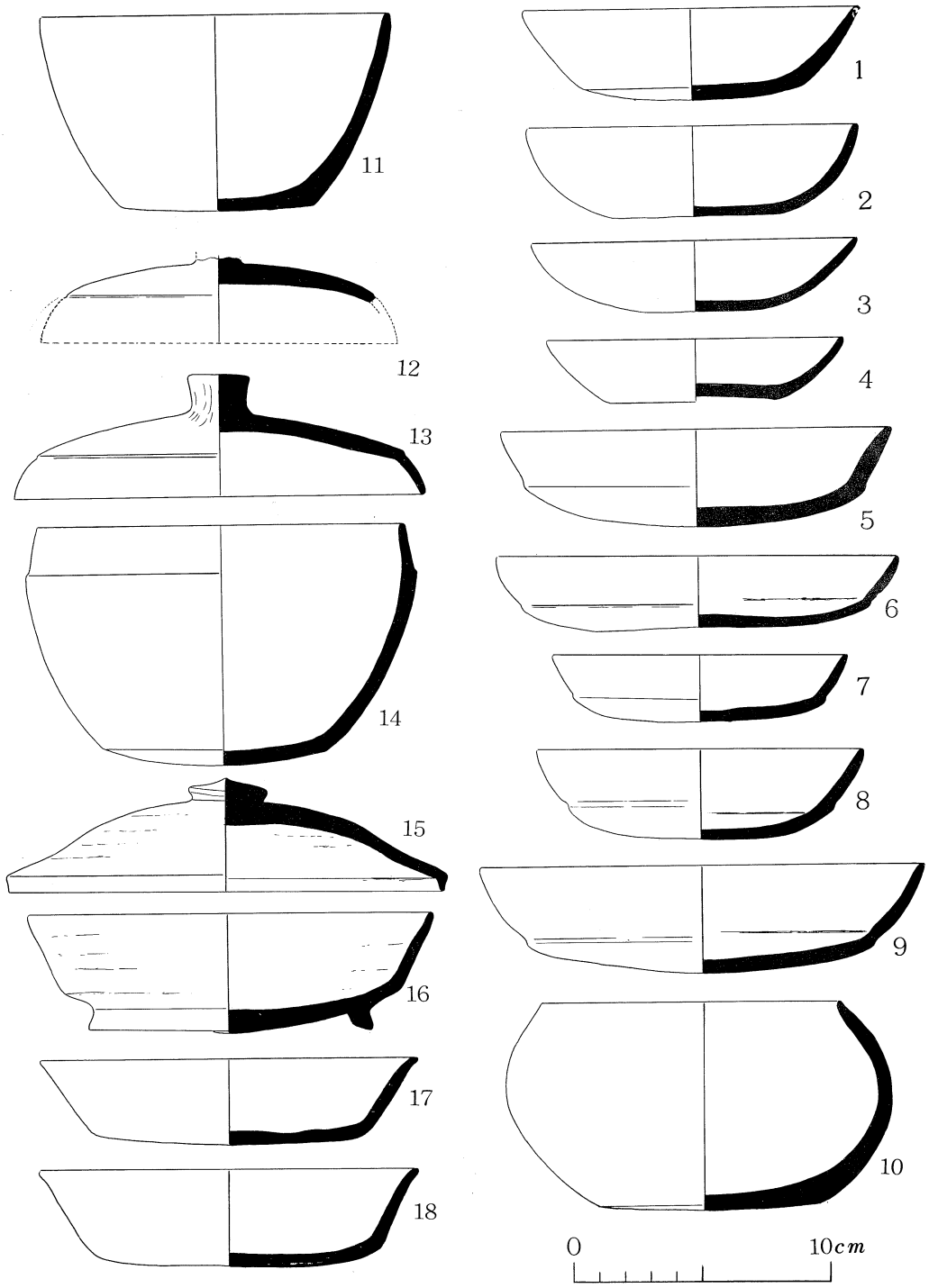

出土土器実測図　土師器（1～14），須恵器（15～18）
1～4—1号墳，5・13・14—8号墳，6—13号墳
7～9・18—23号墳，10～12—20号墳，
15・16—12号墳，17—17号墳

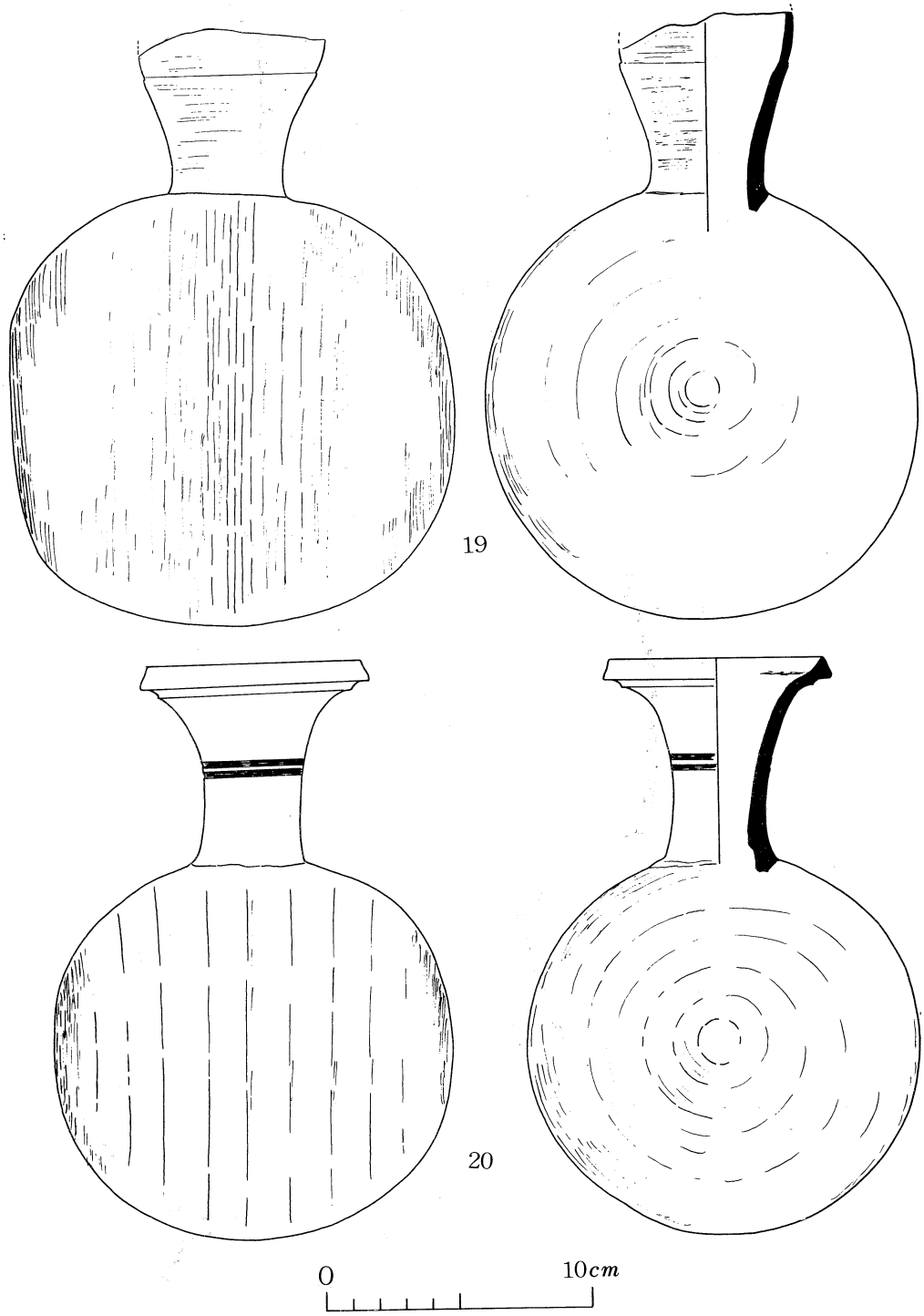

33　出土須恵器実測図

19—17号墳前室玄門部出土

20—23号墳羨門部出土

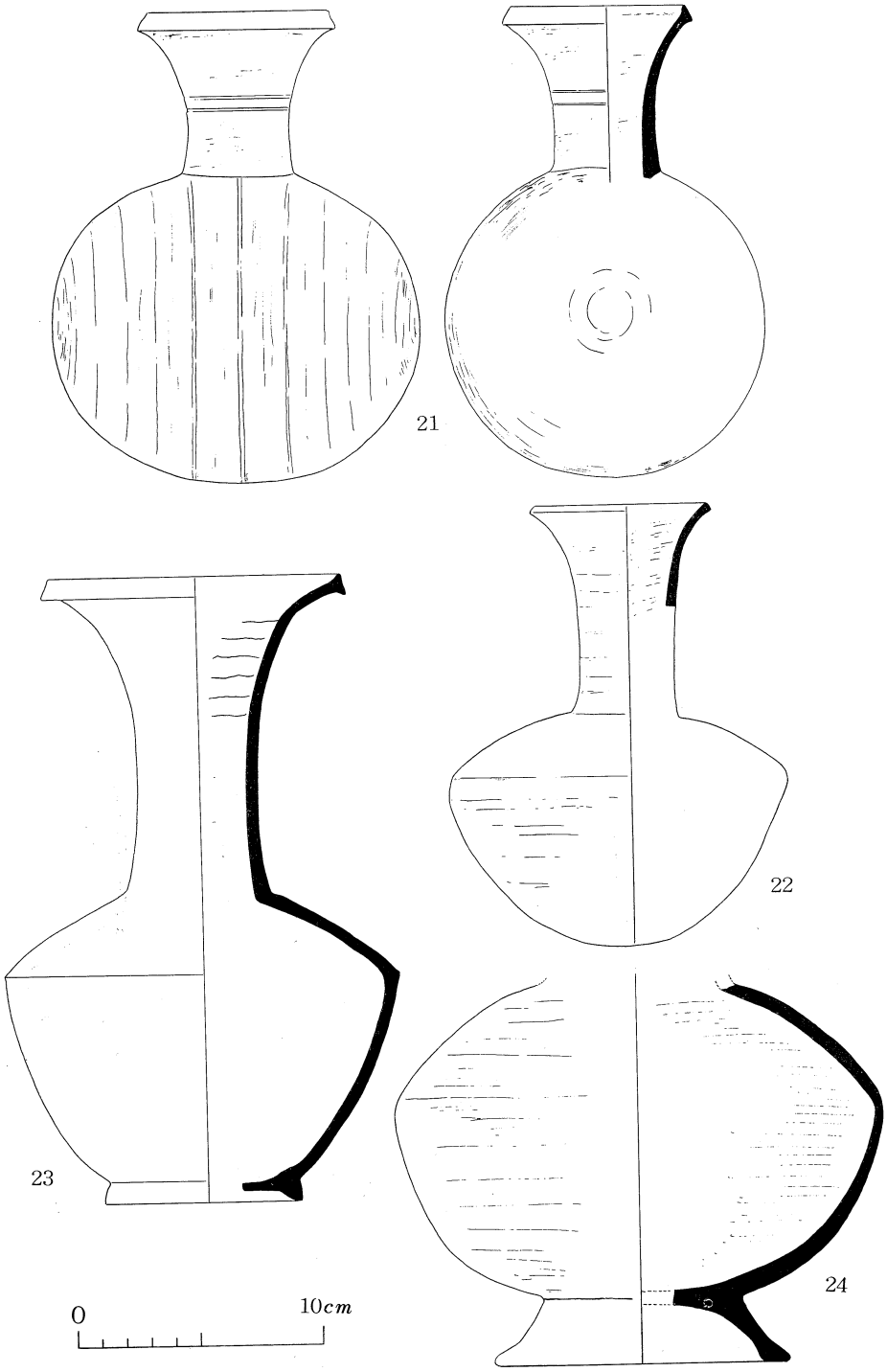

出土須恵器実測図　21—20号墳羨道部出土　22—21号墳羨道部出土
23—8号墳　〃　24—17号墳　〃

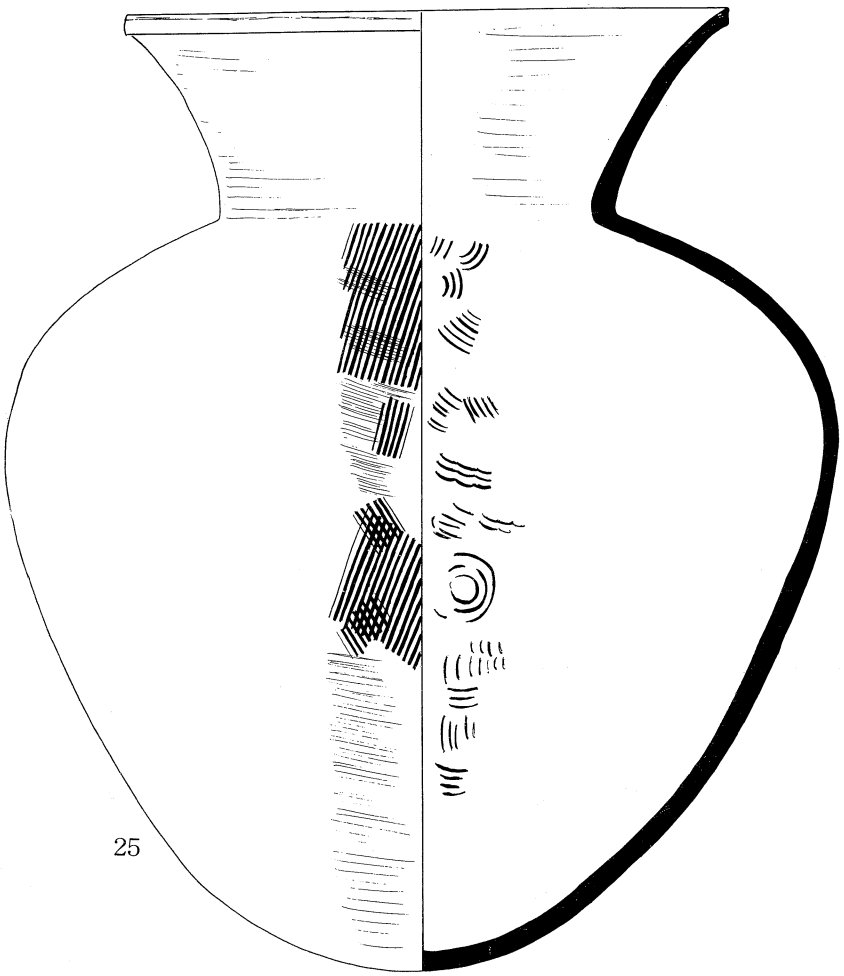

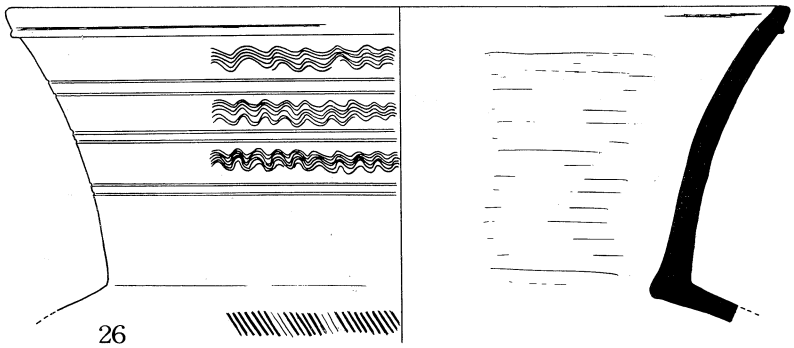

0　20 cm

出土須恵器実測図　　25・26—17号墳羨道部出土

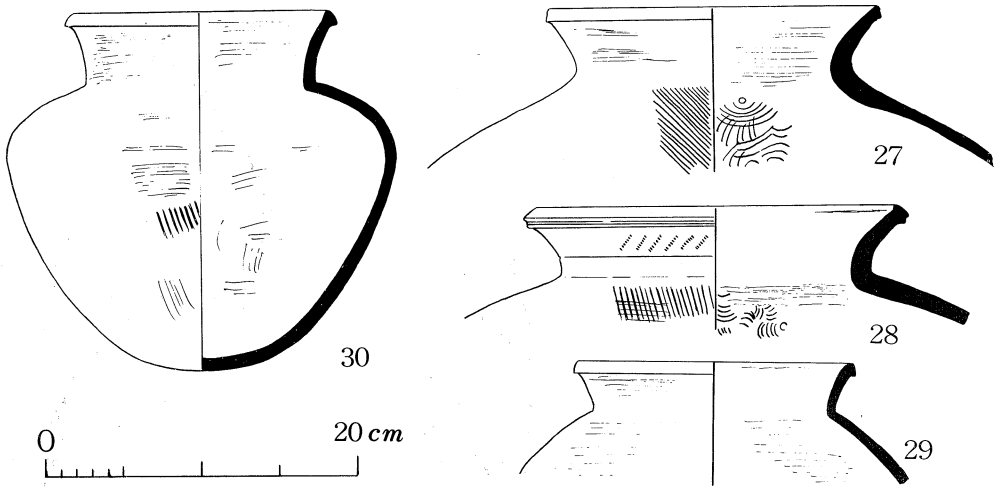

(1)　出土須恵器実測図　27～30—16・17号羨道部出土

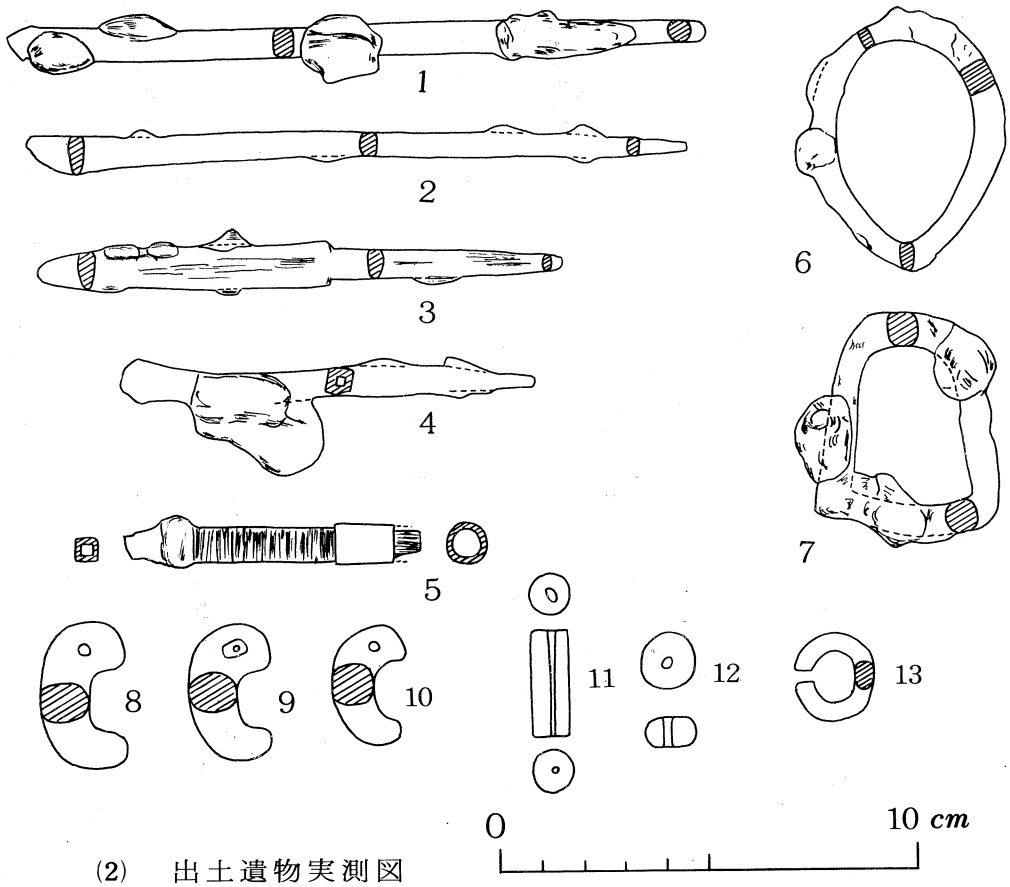

(2)　出土遺物実測図

鉄鏃（1～3—23号墳，4—8号墳，5—19号墳），鉄製輪（6—17号墳，7—18号墳）
勾玉（8・9—メノウ製，10—碧玉製，11号墳），管玉（11—碧玉製，17号墳），
丸玉（12—メノウ製，17号墳），金環（13—金銅製，19号墳）

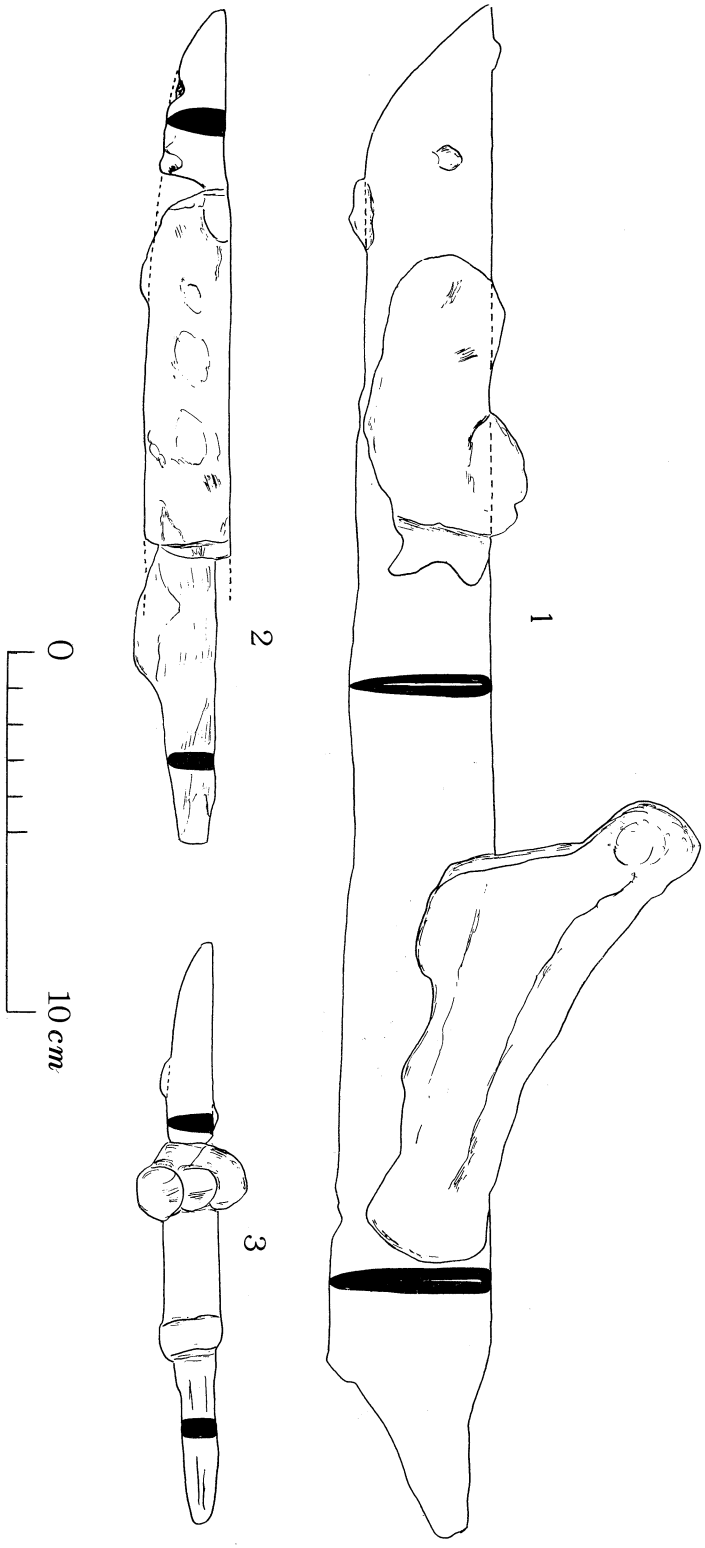

鉄刀・刀子実測図　（1－8号墳，2－19号墳，3－23号墳）

昭和四十三年三月　印刷・発行

仙台市教育委員会

印刷所　創文印刷出版株式会社
仙台市東八番丁二十二
電話（代）(22)〇一八一